

令和3年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和3年6月17日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時56分開会した。

1. 開 議 令和3年6月17日 9時57分

1. 閉 議 令和3年6月17日 14時55分

1. 散 会 令和3年6月17日 14時55分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝
教 育 長 豊 田 昭 裕
富田事務所長
兼農林水産課長 古 守 繁 行 日置川事務所長 石 田 健

総務課長	愛須康徳	税務課長	岩城祐朗
民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第2回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は、一般質問を予定しています。

本日、休憩中に「議会運営委員会」の開催を、お願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、7番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、農業振興施策について、2つとして、安居の渡し保存会の展望についてであります。

初めに、農業振興施策についての質問を許可します。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

初めに、昨年度より世界中でコロナ感染拡大が流布しています。その中で今日までに井澗町長をはじめ、町職員の皆様方は本当に感染拡大の防止並びに町民へのご支援、さらには昨今コロナワクチン事業のために、様々なところで従事していただきまして、心より感謝いたします。今後もまた、第5波が襲来されると予測されています。そのような中でより一層のご支援並びにご尽力、よろしくお願い申したいと思っております。また、この場にはおられませんけれども、町内で医療に従事している医療関係者の皆様、本当に大変でありますけれども、町民のワクチン事業がより一層進まれますことをお願い申し上げ、これから一般質問に移らせていただきます。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、これから通告に従って、2つの一般質問についてさせていただきます。

それではまず第1、農業振興施策、新規就農支援について一般質問させていただきます。

今年の3月19日の地方紙にも掲載されていた記事でありますけれども、昨年、農林水産省が5年ごとに発行している「2020年農林業センサス」（概数値）によりますと、和歌山県内における基幹的農業従事者は2万7,208名であり、5年前と比較して約2割減少しています。また、農業従事者の平均年齢は66.5歳、50歳未満の従事者は1割未満であったと報告されています。

とりわけ白浜町における基幹的農業従事者は、登録上ですけれども278名であると記されておりました。平均年齢は69.4歳となっており、県内平均年齢より高齢化がさらに進んでいることが伺えます。

農林業センサスによれば、このような現状は別に白浜町や和歌山県だけに限ったことではありません。おそらく全国的な傾向であると思われまます。

そこで、当局としてこの問題についてどのように受け止め、また、考えておられることでしょうか。

まず初めに、当局の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。小森議員から農業振興施策についてのご質問をいただきました。

議員から、農業従事者が高齢化にあるという傾向について、農林業センサスの数値をもって示され、そのことについての町の考えをお尋ねいただきましたが、町といたしましても、この農業従事者の高齢化、それからそれに伴う後継者不足の解消は、現在の我が国の農業における大きな課題であると考えております。

○議 長

7番 小森君

○7 番

続けて、質問させていただきます。

平成30年4月に策定された第2次白浜町長期総合計画の農林水産業の振興という項目に、このようなことが記されております。そこには、現状と課題においてということでもありますけれども、農業においては、近年、農産物の輸入自由化による国内農産物の価格低迷や農業従事者の高齢化と後継者不足、(中略)農家の兼業化や高齢化等の進展により、生産力の低下や遊休農地の増加を招いており、生産基盤の整備とともに担い手の育成・確保など農業振興に向けた取組が求められています。

そのような現状を受けて、今定例会では、先日、全員協議会が開催されました。そこでは、農林水産課より、「行政主体の農業法人設立に向けての検討について」というテーマに基づき、農業者の高齢化や後継者不足により、今後、農地の遊休化及び荒廃化がより一層進まれると、農業振興の衰退どころか、10年後の農村環境の危惧をどのように回避することができるのか、そのような視点から、今後の取組について報告され、協議する機会が与えられました。

このような取組は、大変すばらしいことと存じますが、同時に、新たな担い手の育成、すなわち新規就農者の獲得に向けての取組が喫緊の課題ではないかと考えるわけでもありますけれども、一般的には遊休化や荒廃化を防いだとしても、新たな担い手を生み出さなければ、農業振興は今後、衰退の一途をたどってしまうのではないかと、そのように私は考えるわけがあります。

そこで当局は、このような喫緊の課題に対して、どのような見解を持っておられることでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほど、農業従事者の高齢化、それからそれに伴う後継者不足が我が国の農業における大きな課題であることを申し上げましたが、議員のご質問にもありますように、第2次白浜町長期総合計画にも、農家の兼業化や高齢化等の進展が生産力の低下や遊休農地の増加を招いており、生産基盤の整備とともに担い手の育成、確保など、農業振興に向けた取組が求められていることを記しているように、このことは町といたしましても大きな課題でございます。

本定例会初日の全員協議会でご報告させていただきましたが、昨年、農地所有者を対象としたアンケート調査では、回答のあった方の約70%が「農業後継者が不在である」と回答していることから併せて、後継者不足という課題も重なってくるなど、今後の食糧供給や農村の維持にも関わってくることも視野に入れた考えを持つべきであると思っています。

農業就業人口の減少を食い止めるために国や県も様々な施策を行っていますが、多少の補助金や、戸別所得補償のような農家への支援が農業者の育成につながっていないというのが現状であります。

また、日本全体では、いわゆる生産年齢人口と言われる労働世代が減ってきており、今後はどの職種も労働力不足になるということで、農業に従事する労働力の確保は、今後より難しくなることが予想されています。農業者の育成につながるには収入を増やし、生活を安定させることが有効な手段であると思いますが、これまでのやり方では農家の収入を増やすというのは、非常に難しいと認識しております。

○議 長

7番 小森君

○7 番

今、町長からご答弁いただきましたけれども、和歌山県庁の農林水産部農業生産局では、毎年5月に、前年度の新規就農者数の統計を掲載しております。令和2年、昨年5月に出された統計では、その前年の令和元年度の数値が記載されているわけでありましてけれども、そこでは、新規就農者数は133名であったと記されています。項目別では、新規学卒（高校や大学卒及び県就農支援センター卒）は12名、Uターン就農者55名、新規参入者29名、そして農業法人への就農者などが37名となっております。さらにこの133名中、39歳以下は84名、40歳から65歳は49名でした。西牟婁管内では、新規学卒が1名、Uターン就農者11名、新規参入者3名、農業法人等への就農者はゼロ名でありました。計15名の方々がこの西牟婁管内では令和元年度に新規就農者となっております。過去5年間の統計では、94名の方々が、この西牟婁管内で新規就農者として従事されている報告がありました。

そこで、過去5年間にわたって、この白浜町内でありまして、どの程度の方々が新規就農者として現在農業に従事されていることでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

新たに就農された方ということで、当町が把握している過去5年間の数でございますが、平成28年度は5名、平成29年度は3名、平成30年度は2名、令和元年度がゼロ名、令和2年度が8名、合計18名となっております。

なお、令和2年度に新規就農者が多くなっているのは、町内に2件の農業法人が参入したということによるものでございまして、今後はこのような農業法人による就農も増えてくるのではというような期待も持っているところです。

以上です。

○議 長

7番 小森君

○7 番

去る6月2日の地方紙にも掲載されていましたが、昨今担い手対策として、日高地方や田

辺市では、行政とJAが連携して「新規就農者育成協議会」というものが設立されました。新たな農業従事者の取組を進めているということです。和歌山県も積極的に支援に入り、就農希望者と研修受入れ農家をつなぎ、生産技術や経営研修を実施し、地域農業の担い手育成に一生懸命取り組んでいると、そういう記事がありました。

また先日、私個人のことですけれども、視察で訪問させていただいた有田川町におきましても、昨年度農業後継者受入協議会を設置し、新規就農者獲得に向けての取組が積極的になされています。

そこで白浜町として、このような新規就農者育成協議会等の設立に向けた取組が必要ではないかと考えるわけですけれども、どうでしょうか。当局の見解をお伺いします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

新規就農者育成協議会等の設立に向けた取組でございますが、本町には農業の総合的な振興を図ることを目的として設置されております白浜町農業振興協議会があり、紀南農業協同組合の各支所や生産者団体、町農業委員会、それから振興局の農業振興課、そして白浜町の関係課で構成してございます。

昨年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、例年のような事業活動は行っていないのですが、この協議会では農業振興に向けた様々な意見をいただいております。後継者の育成に向けた活動、受入体制の整備というようなご意見もいただいております。

当町では、現在、遊休農地解消に向けた農業法人の設立についての調査研究に重きを置いているところでございますが、ご提言いただきました育成協議会の設立につきましても、町として今後研究していくべき課題であると思っております。

○議 長

7番 小森君

○7 番

やはり遊休農地解消に向けた農業法人、これは本当に何度も言いますが大切ですが、新たな新規就農者をどのように起こすかというのが、今後大きな課題となってくると思うんです。

ちなみに昨年の12月に県の就農支援センターが開催した就農フェアには、7つの行政や関係団体がブースを設置し、コロナ禍にあつて、19組22名の参加者があつたと報告されています。いかに新規就農者を獲得するためにどうしていかなければならないか。次の質問をそのような方々にどのような支援ができるのかということについて、少しご紹介させていただきます。

新規就農者への支援に際しては、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）と呼ばれている補助金があります。これは独立営農を行う新規参入者に対して、経営開始型と呼ばれ、最長5年間、年間150万円国が支給してくれる制度です。また、都道府県が認める農業大学校等の研修機関内で研修を受ける就農希望者には、準備型として、最長2年間、年間150万円の支給があります。

そのほかに、先ほど紹介しました有田川町では、農業者確保のための取組がなされていま

す。ご存じのように、有田川町の主な生産品は温州ミカンとブドウ山椒でありますけども、近年は30歳未満の就農への意識が低下している中、農業経営の基本的な継承形態である親から子への世代交代、農業継承を促す必要があるため、農業経営者の確保から中心となる担い手の育成に向けた農業経営継承者支援事業というものがあるわけであります。

この事業は、継承された30歳未満の農業者に対して、年間50万円を上限に、交付期間2年を限度に策定されました。平成31年度では、5名の30歳未満の農業者が家業を継承し、当局がその方々と個別面談を実施し、交付したようであります。

また、有田川町援農・農家民泊施設推進事業という支援も実施されています。この事業は、田辺市や日高地方でも同様の事業が実施されていますけども、特に繁忙期において、町内の労働力だけでは不足するため、あらかじめ町や県以外からの農業従事希望者を受け入れるために、農業従事者受入登録制度を実施し、季節労働者、いわゆる援農者と言われる新たな労働力を確保するため、自宅や農業用倉庫を改修し、季節労働者の滞在場所を確保するための改修費用を助成するものであると言われてしているわけであります。

このような取組から、新規就農者が起こされるケースもあると言われてしています。

そこで白浜町でも、このような町単独の支援事業が今後必要ではないかと考えるわけでありますけども、当局の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご質問にございました、経営開始型の農業次世代人材投資資金につきましては、当町でも平成28年度に3名、平成29年度に2名、平成30年度に1名、令和元年度はゼロでございますが、令和2年度に2名となっており、先ほど申し上げました最近5年間の新規就農者18名のうち8名の方にご利用いただいております。町としましても非常にありがたい制度であると思っております。

この制度は、農業経営の基本的な継承形態である親から子への世代交代、農業継承を促すという面から考えますと、このような場合は交付の対象から外れております。このような場合になぜ対象にならないのかと申し上げますと、子どもさんが学校を出てから就農する際には、既に農機具や、梅農家であれば直ぐに収穫できるような樹木、こういったものがそろってございますので、全く新たに始められる方に比べていろんな面で恵まれているというようなことを鑑みた上でのことかと推察してございます。今まで行政からの補助金や助成金というのは、どちらかという個人への給付ではなく、団体への給付が多かった中で、この農業次世代人材投資資金は画期的な制度であり、ご質問にありました有田川町の農業経営継承者支援事業などを今まで考えたことはございませんでした。

例えば高校を出た時点で特にやりたい仕事が見つからないというような場合には、行政から支援をいただけるというのであれば、少しは農業をやってみようかなというふうな気持ちを農家の後継者の皆様が持つておられるのであれば、町としても有田川町のような町独自の制度を考えていく必要があるとは思ってございますが、ただ課題としましては、観光立町である白浜町でございますので、農業面だけでいいのか、漁業はどうなるのかというふうな課題もいろいろあるかというふうにご検討してございますので、そういったものも踏まえながら検

討してまいりたいというふうに思っています。

○議 長

7番 小森君

○7 番

先ほども触れましたが、町内の新規就農者の多くは「農業次世代人材投資資金」を利用して、今日従事されています。準備型（2年間）にしましても、経営開始型（5年間）にしましても、新規就農者には非常に優れた給付メリットではありますが、一方では、大変リスクの高い給付デメリットにもなり得ます。それは定められた期間内において、途中で営農を継続できない、しない場合には返還しなければならないからであります。当町の現状において、今までそのような方々がおられたのかどうかというようなことをお伺いしたい。

また、近年、関西圏から当地への移住と就農を考えている人が徐々に増えているらしく、町内に住む農業従事者のところでは、就農体験をしておられる若者がいます。期間は約1か月から2か月という短期の滞在でありますけれども、実際そのような方を受け入れた方が言うのには、「自分も新規就農者の1人ではあったが、もし可能であれば、新規就農について本人が判断できる準備期間があれば、農業を志す人がもしかしたら増えるのではないかと」申ししていたのです。

実際、新規就農といっても、給付を支給している間にある程度の経営基盤をつくっていかなければ、営農を継続することは容易ではありません。その結果、途中で挫折する場合も少なくはないのです。だからこそ、就農体験ができる環境が必要ではないかと考えるわけであります。

ただしこのような具体的な事例を申ししたのは、白浜町では、ほかの自治体が行っている援農・農家民泊施設推進事業というような支援があるわけではございませんので、そのため、従事者のところで援農体験している方は、近所の宿泊施設でその期間滞在しなければならない。

新規の就農者を起こすためにも、例えば就農体験をしている方の宿泊費の一部補助や支援等があれば、もう少し多くの就農体験者をこの地域に呼び込むことができるのではないかと考えるわけでありますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農業次世代人材投資資金については、先ほど議員の説明にもありました、準備型、経営開始型に分かれており、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るものでございます。

令和2年度の状況は申請者8名、交付額は9,375,000円になりますが、交付期間の1.5倍、一定の期間農業を継続しない場合や、独立、自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合などは、交付停止や返還等をしていただくこととなります。

交付停止、返還等をリスクやデメリットとお考えになる方もおられるかもわかりませんが、

本事業は次世代を担う農業者になることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付するものでありますから、定められた一定の期間農業を継続しない場合や、研修終了後1年以内に49歳以下で就農しない場合など、一定の要件を満たさない場合は、交付停止、返還もやむを得ないと考えており、残念ながら本事業の開始、これは平成24年度からですが、開始以降、本町では1名の方が交付停止及び交付金の返還をいただいているところでございます。

また、ご提言の就農体験をしている方の宿泊費の支援や補助などがございますが、これも先ほど申し上げました農業振興協議会の中での意見としてでございます。その辺りの意見とか周辺の状況、こういったものも見ながら、様々な研究をしていきたいというふうに思っております。

○議 長
7番 小森君

○7 番

この質問では最後になりますけども、昨年新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内はもとより、世界中が混迷のただ中にいます。一日も早くワクチン接種が普及し、日常の生活が取り戻すことができるようにと、切に願っているところであります。

しかしながら、コロナ禍を機に、都市部から地方へという生活スタイルの転換を考えている人も実際は少なくはないと言われております。新しいライフスタイルをどのように探していくかということで、特に昨今は、地方や農業への関心が高まっている、と言っても過言ではありません。

先日みなべ町では、人口減少により深刻化している空き家対策と移住者の受入れ、農業後継者の確保を総合的に考える専門チームづくりについて今後検討すると、そのようなことが地方紙に掲載されておりました。

そこで、わたくしは、現在、和歌山県の移住促進施策では、旧日置川町を中心にして、限定的に実施されてはおりますけども、その施策に、町単独の事業を盛り込んで、白浜町全体で、新規就農支援と併せた移住促進を強化していったらどうかと考えるわけでありまして。

もちろん、新規就農支援者が定住し、安定的な営農を継続していくためには、ブランド力のある収益性の高い生産が必要であるということは言うまでもありません。また、農地の借用や様々な課題を今後クリアしていかなければならない、そういうことも大きな課題となっていることであらうでしょう。しかし、コロナ禍を機に、10年後の白浜町の農業振興をはじめ、第一次産業の進展に向けて取り組む必要性が今後あるのではないかと、そのように私は考えるわけでありまして。

私はいつも思うのでありますけども、過疎地域においてこそ、一次産業の衰退は、同時に、その地域のさらなる過疎化にも大きく関わっていることではないかと思うわけでありまして。

白浜町の第2次長期総合計画で先日改定されたものがありましたけれども、ここにも継続的なものでありますけども、担い手をどのように育成していくかということが書き込まれておりました。そういうこともありますように、新規就農者に対する町単独の新たな取組をも含めて、やはり1人でも2人でも担い手が確保されていくような取組を、今後強く願うわけでありまして、最後に当局の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

新規就農者に対する町独自の取組を含めた今後の農業振興についてご提言をいただきました。議員がおっしゃられるように、新規就農支援者が定住し、安定的な営農を継続していくためには、やはりブランド力のある収益性の高い生産が必要であるということは、私も同じ考えであります。

以前に他の議員さんのご質問にもお答えしたこともありますが、私はこれからの農業環境を維持していくには、農業の6次産業化や付加価値を高めるための取組、あるいは収益性の高い農産物への転換など、これまでの農業という仕事のイメージをがらりと変え、農業をビジネスとして成り立たせることにより、そこに働く労働者に安定した収入を与え、農業の魅力を高めるための手段を講じていく必要があると考えています。

そのための1つの手段が、先日の全員協議会で報告させていただきました、農業法人の設立や、白浜町農業振興協議会を核とした取組によりまして、後継者を育て、独り立ちしていくようなシステムにつなげていければと考えていますので、議員におかれましても引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

7番 小森君

○7 番

以上で、この質問を終わります。

○議 長

以上で、1つ目の農業施策についての質問は終わりました。

次に、2つ目の安居の渡しの保存会の展望についての質問を許可します。

○議 長

7番 小森君

○7 番

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。2番目は安居の渡し保存会の将来展望という形で一般質問をさせていただきます。

皆様もご存じのように、熊野古道大辺路街道は、山間部を通る中辺路街道と共に、海岸沿いの地域を結ぶ主要道路として古くから発展してきたところでもあります。中でも安居地域は、富田坂から仏坂へとつながる大辺路唯一の川の渡し場という重要な交通拠点であったと言われていています。今日でも、仏坂のほうに安居の渡し場という看板が設置されているぐらいであります。国道42号線の開通や安居橋の設置により、昭和29年9月頃、安居の渡し舟はなくなりましたが、それ以前にも、複数の渡し舟が運航されていたと伺っております。

この渡し舟は、紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録された翌年の2005年に、地元の人々の熱意と協力から50年ぶりに復活され、現在は安居の渡し保存会として渡し舟の活動に取り組み、日置川の地域振興の1つを担っていることであると思うわけであります。

しかしながら、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の減少と、それに伴う運営状況が大変厳しくなっており、さらには、現在は7名の方々が渡し舟に関わっておられます

けども、保存会メンバーの高齢化が顕著となっております。今後の活動自体の展望も正直なところ大変難しいと言わざるを得ませんけども、当局の見解はいかがなものでありましょうか。答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま小森議員より、安居の渡し保存会の現状についてご質問をいただきました。

安居の渡しは、熊野古道大辺路富田坂を下った安居の集落から仏坂へ至る、日置川を渡る渡し舟であります。大辺路街道では唯一舟で渡る熊野古道として古くから要所でありました。

小森議員のご質問にありましたとおり、昭和29年9月に廃止されましたが、平成16年7月に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産に登録されたことがきっかけとなり、平成17年に、地元の人々により安居の渡し保存会が結成され、渡し舟が復活しました。

安居の渡し舟は、現在予約制で1人500円の利用料金を頂いており、乗船者には、地元の杉で作った乗船手形を記念品としてお渡ししています。平成18年1月から令和3年5月末までの15年5か月で、延べ9,500人を超える利用があったと聞いております。安居の渡し保存会の現状につきましては、保存会メンバーは60代から80代の7名で構成されており、皆さん高齢であることから、若い後継者を探していると聞いております。また、昨今のコロナ禍で利用者が減少しており、運営の収支は大変厳しい状況であると認識しております。

○議 長

7番 小森君

○7 番

昨年、安居の渡し保存会の継続を危惧したメンバーの方々が、日置川事務所にご相談されたようであります。すると、日置川事務所の職員の方々の大変親切なご指導とご尽力により、安居の渡し保存会は、日置川観光協会への入会が正式に認められ、現在に至っていると伺っております。

そこで、安居の渡し保存会の現状を回顧してみれば、現状のままでは継続性の可能性は大変難しいと言わざるを得ません。このような歴史と地域と人をつないでこられたすばらしい地域活動を今後も継続していくためには、さらなる支援や対策が必要と考えるわけでありませうけども、当局の見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま小森議員より、安居の渡し保存会へのさらなる支援や対策についてご質問をいただきました。

運営費に関しましては、収入は1人500円の利用料金であるのに対し、支出は予約受付用の電話代、乗船手形の製作費用、舟の修繕費用、河川増水時に舟を陸揚げするための重機の維持管理費用などがあり、厳しい状況であると聞いております。

安居の渡し保存会を存続させるには、運営収支を改善することが必要と考えますが、今の

ところ解決策は見つかっておらず、大きな課題であると認識しております。

安居の渡しは、地域固有の文化や伝統の保持、魅力ある地域づくりや地域住民の相互の交流を促進し、地域の連帯を強め、地域住民が誇りと生きがいを持って生活していくための基盤となる活動の1つであり、地域にとって有益な活動であると考えております。

町といたしましては、SNS等を活用し、リアルタイムの情報発信を行い、幅広い層の人に安居の渡しを知ってもらうことや、安居の渡し保存会と南紀州交流公社、日置川観光協会との連携をより一層深めることなど、後継者の確保や利用者の増加につなげる活動を継続していける方策について提案してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長

7番 小森君

○7 番

昨今の少子高齢化や若者の都市部への流出により、地方の過疎化が著しく進んでおります。そういう中で、安居の渡し保存会の活動や役割等は大変重要な意味といたしましょうか、意義があると思うのです。

その理由は、地域固有の歴史的な価値や伝統文化の継承、発展を図り、魅力ある地域づくりに寄与してきたからであります。そのことを通して、過疎化する地域住民の相互の交流を促進し、地域のつながりを育み、地域住民が誇りと生きがいを持って生活していくために大いに貢献されてきたことだからであります。

ですからこのような保存会の活動だけではなく、ほかの活動も含めた日置川地域における様々な取組が、今後にわたり、どうすればよりよく継続していくことができるのか、そういうことを強く願わずにはおられないのであります。そこで当局の見解をお伺いしたいと願います。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

安居の渡し保存会の活動は、地域固有の文化や伝統の保持、発展を図り、魅力ある地域づくりを行うことによって、地域住民の相互の交流を促進し、地域の連帯を強め、地域住民が誇りと生きがいを持って生活していくための基盤の一部を担うものであると考えますので、町といたしましても、小森議員と同じ思いであり、安居の渡し保存会の活動を継続していけることを強く願っているものであります。

以上です。

○議 長

7番 小森君

○7 番

予定よりは少し早く終わるかもしれませんが、最後に、少子高齢化が顕著となっている白浜町は、現在高齢化率が40%を占めています。また、日置川地域に限定すれば、既に50%という非常に高い比率となっております。この現状を容易に解消できるとは思っておりませんが、しかし現状では、さらに推移していくことではないかと懸念しております。

また、2023年より団塊世代と呼ばれる方々が75歳を迎え、今後医療費の逼迫も大いに懸念されております。さらには介護保険料等の増額も、今後避けては通れないのではないかとされています。

そうした中で、先ほども述べましたが、この地域の方々が様々な活動を通して誇りと生きがいを持ち、地域社会の相互の交流をより一層促進していくことで、高齢化する地域の方々の健康増進へとつながる一助となり得ることではないでしょうか。

つまり、このような活動を通して、白浜町に住んでいる高齢者の方々の元気な姿を幅広く発信することにもつながるのではないかと、思うわけであります。

コロナ禍にあって、何も若年層だけが、都市部から地方へと移住している、そういう傾向が強まっているわけではありません。社会の一線を退かれた60歳代の方々も、この機会を通して、都市部から地方へ、あるいは帰郷を考えている方々も少なくないと考えられるわけであります。

「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」これは白浜町の長期総合計画にも何度も出てくる言葉でありますけども、「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と感じられる、魅力あふれるまちづくり、どのような年齢層の方々も、白浜町を訪れてくださる魅力へとより一層つながっていくことではないでしょうか。

ちなみに、今、安居の渡し保存会の代表をされている方も、一線を退かれた後、大阪から日置川に帰郷され、この活動に元気に参加されていることでもあります。そのような方々が、今後1人でも都市部からこのような地域に帰郷する。中には移住する方もいるかもしれませんが、そのようなよい機会につながっていくのではないかと思うわけでありますけども、当局の見解をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、小森議員より、中山間地域の活性化に関するご質問をいただきました。

中山間地域で暮らす高齢者の方々が、郷土で暮らす誇りと生きがいを持ち、長く健康で活躍いただくためにも、安居の渡し保存会のような地域活動は大変重要であると考えております。地域活動が盛んな地域は、小森議員がおっしゃるように「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と感じていただける魅力あふれる地域、訪れたいと思っただけの地域でもあると考えます。

町といたしましては、安居の渡し保存会の会長さんのように、帰郷され、地域でご活躍される方を増やしていけるよう、安居の渡し保存会の活動をはじめ、中山間地域で頑張っただけの地域活動を支援してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

7番 小森君

○7 番

すいません、通告には載ってないんですけども、実は、この15年5か月で今利用者が九千六百ウシ十名と言われています。コロナ禍がいつ収束するのか先は見えないんですけども、おそらくコロナが落ち着いて、また観光客といいますか利用する方々がいれば、今年中にも

しかしてこの安居の渡し舟が1万人を突破する機会が訪れるかもしれない。その機会は、完全予約制なので大体の時期は分かるんですけども、そういうすばらしい機会がもし訪れるとしたならば、町長をはじめ、観光課や様々な職員の方々が、またその時期にもし時間が空いているようであれば、ぜひその1万人突破のお祝い等々を記念していただいて、今後安居の渡し舟が継続していけるようなご支援をしていただければと願うのですが、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、小森議員からご提言いただきましたように、安居の渡し保存会の皆さんと協議をして、また日置川事務所も入って、どういったことができるか、新たなこの安居の渡しのPRにもつながっていくと思いますので、これは考えていきたいなというように思います。

○議 長

7番 小森君

○7 番

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

2つ目の安居の渡しの保存会の展望についての質問は終わりました。

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

通告順2番、12番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は40分でございます。

質問事項は、1つとして、小山肆成顕彰公園の活用と周辺の環境整備について、2つとして、コミュニティバス三舞線のバス停新設について、3つとして、成人式について、4つとして、消防団の充実についてであります。

初めに、小山肆成顕彰公園の活用と周辺の環境整備についての質問を許可します。

○議 長

12番 長野君(登壇)

○12 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問を行います。

まず初めに質問事項1、小山肆成顕彰公園の活用と周辺の環境整備についてお伺いいたします。

江戸時代後期、私財を投じて日本初の国産天然痘予防ワクチンを開発した、旧日置川町(現在の白浜町)久木村出身の小山肆成という医師がいました。徳川頼宣入国時、関東八大豪族の1つで地士の待遇を受けた小山家に生まれた肆成、当時大流行した天然痘の悲惨さを憂い、ワクチンの研究を開始しました。長い歳月を費やしワクチンの開発に成功しました。その後も、医師や多くの人々にワクチンの有効性を訴え、普及に尽くしました。その功績から、北の青洲、南の蓬州と称えられ、今も地元で語り継がれています。

その小山肆成の業績を後世に伝えるため、地元有志により、平成20年2008年に小山

肆成顕彰会が設立されました。また、県道日置川大塔線沿いにございます生家跡は、平成24年2012年には顕彰碑が建立され、公園として整備されつつあります。今年の3月16日、「先人たちの底力 知恵泉」で小山肆成のテレビ放映がされていました。現在、日置川大塔線の改修工事、また、白浜久木線の改良工事も進んでおり、顕彰公園の周囲は着々と整備されています。今、世界的なコロナ禍において、日本で初めて国産天然痘ワクチンの開発に成功した小山肆成が、今後ますます注目されると思います。私は、先達の偉業を文化として確立し、後世に伝えていくことにより、魅力あるまちづくり、活力のある地域づくりにつながっていくと確信しております。

先ほども申しましたが、現在、道路が整備され、周辺は着々と整備されています。この機会をチャンスとして捉え、小山肆成顕彰公園の活用と周辺の環境整備を考えてはどうでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

1点目、トイレ新設についてお伺いいたします。このことについては、過去何回か質問をしております。令和元年第2回定例会の答弁では、「小山肆成顕彰会の皆様や日置川地域に来られる方々に大変不便をおかけしておりますが、過疎地域自立促進計画期間内に整備をします」との答弁でありました。トイレ新設について、今までの取組状況について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、長野議員より、トイレ新設について、今までの取組に関するご質問をいただきました。過去の長野議員の一般質問におきまして、日置川地域の安居から市鹿野の間には公衆トイレがなく、鮎釣りや川遊び等で当地域に来られる方々にご不便をおかけしている状況でありますので、過疎地域自立促進計画の計画期間内の平成32年度までに、小山肆成顕彰公園として整備された町有地に公衆トイレの整備を進めたいとの考えをお示しし、回答させていただきましたが、昨年度、地域振興や活性化に関して地域の方々と協議する中で、設置場所等に関して再検討させていただく時間が必要となり、令和2年度上半期で終了する予定であった測量設計を令和3年度に繰越しさせていただいた状況でございます。詳細につきましては、担当課長に答弁させます。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

長野議員ご質問のトイレ新設の今までの取組につきまして答弁させていただきます。

日置川事務所では初めての取組となりますが、令和2年度に複数回、様々な分野の民間有志の方々と地域振興や活性化に関する懇談をさせていただきました。その中で、日置川流域の公衆トイレの設置に関しては、皆様いろいろなお考えをお持ちであり、町としましては、設置場所や優先順位等を再検討させていただく必要を感じましたので、令和2年度実施予定でありました測量設計を令和3年度に繰り越させていただき、その間、皆様の意見を集約、整理を図り、方向性をまとめたところであります。

公衆トイレの整備方針としましては、用地の確保ができており、将来県道白浜久木線が開通することなどを考慮いたしまして、まずは当初の整備予定どおり、久木地内の小山肆成顕彰公園として整備された県道を挟み、川側の町有地を生かして公衆トイレを設置することとなりましたので、本年5月より委託による測量設計を行っているところでございます。

○議 長

12番 長野君

○12 番

続きまして、2点目、今後の取組について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

長野議員ご質問のトイレ新設の今までの取組につきまして、現在、所長の答弁のとおり、測量設計業務を行っているところでありまして、トイレ新設工事につきましては令和4年度に予算計上してまいります。

○議 長

12番 長野君

○12 番

トイレの設置は日置川町を訪れる皆さんが本当に待ち望んでおります。令和4年度の完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして3点目、公園を整備することにより、地域の活性化につながっていくと思いますが、小山肆成顕彰公園の今後の活用と周辺環境整備について、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま長野議員より、小山肆成顕彰公園の今後の活用と周辺環境整備についてご質問いただきました。

小山肆成顕彰公園の今後の活用に関しましては、我が国で初めて天然痘の予防ワクチンを開発した小山肆成の偉大な功績を後世に受け継いでいくためにも、まずは地域の人たちだけでなく幅広い層の人々に知ってもらい、興味を持っていただき、多くの人に来訪してもらえる場所にしたいと考えております。

議員のご質問にもございました、本年3月のテレビ放映におきまして、小山肆成の生家を顕彰公園化したことなど、関係者の皆様方が尽力してくださった成果であるというふうに考えております。日置川地域では大変関心を持ってこの番組を視聴された方が多く、小山肆成の功績を新たに知る、または再認識する機会となりました。

議員がおっしゃっていただいております、先達の偉業を文化として確立し、後世に伝えていくことにより、魅力あるまちづくり、活力ある地域づくりにつながるという考えは、大変共鳴をしております。

今後、小山肆成顕彰公園を活用し、魅力あるまちづくり、活力ある地域づくりにつなげて

いけるよう、小山肆成顕彰公園を所管する教育委員会と連携して、まずは先達の偉業を文化として確立し、後世に伝えていくための情報発信などのソフト面での取組方法について研究してまいりたいと考えております。

周辺環境の整備に関しましては、小山肆成顕彰公園の少し上流には日本の滝百選に選ばれた八草の滝、少し下流には向平キャンプ村、江戸時代に鈴木七右衛門重秋が私財を投げ打ち完成させた和歌山県指定文化財安居近世用水路附安居暗渠碑、日置川下流部には国の史跡安宅氏城館跡がございます。これらを巡るための主要道路である県道日置川大塔線は、現在も久木地内で改良工事が実施されており、年々整備が進んでおります。また、県道白浜久木線においては、早期開通を目指し急ピッチで工事が進められているところであります。

県道白浜久木線の開通後においては、日置川地域を観光目的で訪れる人の増加や流れを変える効果が期待され、特に好影響を受けるのは、先に述べました八草の滝、小山肆成顕彰公園、向平キャンプ村、安居暗渠、安宅氏城館跡が位置する地域になると考えております。

日置川沿線の主要道路の整備を機会に、当地域の自然や歴史、施設を観光資源として、人を呼び込める場所に変えていけるよう、他の地域で実践していることを調査、研究し、地域の皆様にもご意見をいただきながら、当地域の活性化につながる取組を進めてまいります。

○議 長

12番 長野君

○12 番

明日6月18日15時より、安居近世用水路附安居暗渠碑の和歌山県文化財指定に伴う指定書の交付式を行う予定と聞いております。大変喜ばしい限りであります。今後、日置川沿線の主要道路の整備を機会に、自然や歴史、施設を観光資源として、人を呼び込める場所として活性化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これで小山肆成顕彰公園の活用と周辺の環境整備についての質問を終わります。

○議 長

それでは次に、コミュニティバス三舞線のバス停新設についての質問を許可します。

○議 長

12番 長野君

○12 番

続きまして、質問事項2、コミュニティバス三舞線のバス停新設についてお伺いいたします。

コミュニティバスを利用している老人の方から次のようなお話がございました。バスを運行していただいて大変感謝していますが、1つだけ話を聞いてほしいとのことでありました。その方は、日置診療所に通院、通所しているのですが、診療所にはバス停が設置されていないので、途中で降車して歩いて行かなければならない。80歳を過ぎて歩いていくのは大変ですので、ぜひ診療所前にバス停を新設していただけないかという相談でありました。

私もその場所を歩いてみましたが、本当に大変でありました。

平成30年第4回定例会の答弁で、「コミュニティバスは欠かせない移動手段であると考えます。運行内容の変更に当たっては、利用者が将来的に必要となるのではなく、あくまでも現時点で必要なことに重きを置いて、また、対応が可能な範囲で取り組むこととしていま

す」と答弁をされています。

今まさに、現時点で必要としております。より利用しやすいバスを目指して、バス利用している人たちの思いをしっかりと受け止めていただきまして、バス停の新設を考えていただきたいと思っております。

そこでお伺いいたします。1点目、日置診療所前のバス停について、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員よりコミュニティバス三舞線のバス停新設について、ご質問をいただきました。

日置診療所前のバス停新設につきましては、現在、日置診療所では送迎及び往診の対応を行う車両が配備されておりますが、送迎は午前のみ対応となっており、ご利用いただく患者様のご都合と合わないことが生じております。この日置診療所前のバス停新設については、日置川の地元区や民生委員の方からも新設のご要望をいただいているところであります。

当町といたしましては、現時点で対応しなければならないこととして、新設を行いたいと考えております。

○議 長
12番 長野君

○12 番

2点目、新設に向けた今後の取組、スケジュール等について、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

日置診療所前へのバス停新設については、路線の延長を伴う事業計画の変更となりますので、道路運送法で定められた法定会議である白浜町地域公共交通会議へお諮りした後、和歌山運輸支局への認可手続が必要となります。定例の白浜町地域公共交通会議の開催が例年6月に予定されており、本件を議題としてお諮りするため、現在担当課にて関係各所と調整を行っております。

事業計画の変更は、おおむね1か月から2か月での認可が標準処理期間とされておりますので、8月ないし9月には新しいバス停の運用が開始できる見込みであります。

なお、運行については、本線からの支線延長となりますので、予約便として対応させていただきたいと考えているところでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長
12番 長野君

○12 番

8月ないし9月には、新停留所の運用が開始できる見込みであるとのこと、皆さんの気持ちを受け止めていただき、本当に感謝いたします。

これで、コミュニティバス三舞線のバス停新設についての質問を終わります。

○議 長

それでは続いて、成人式についての質問を許可します。

○議 長

12番 長野君

○12 番

続きまして、質問事項3、成人式についてお伺いいたします。

成人式については、5月9日に開催予定でありましたが、まん延防止等重点措置が宣言され、不要不急の移動が制限されていることや、新型コロナウイルス新規感染が急速に増加している状況、また、医療提供体制の逼迫、重症者などを考慮するとともに、新成人やご家族、町民の皆様の健康と安全を最優先と考えた結果、開催を延期されていると思います。

そこでお伺いいたします。成人式延期後の式典内容、日程等の考え方について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

長野議員から成人式延期後の式典内容、日程等についてご質問をいただきました。

成人式につきましては、毎年1月4日に、成人になられる皆様の成長と限りない前途を祝して実施しています。議員からのご質問のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また、医療体制の逼迫、町民の皆様の健康と安全を考慮し、5月9日に延期していましたが成人式を、再度延期することとしました。

再延期後の日程につきましては、会場の提供を申し出ていただいておりますアドベンチャーワールド様と協議をしているところであり、開催時期の気候等も考慮し、10月下旬頃で開催できないかと考えております。今後の新たな新型コロナウイルス感染状況やワクチン接種の進捗状況などを十分に見極めながら判断をしていきたいと考えております。なお、式典内容については、教育委員会から答弁をさせます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外(教育長)

成人式の式典内容については、町長からの式辞、ご来賓の方々からご祝辞をいただいた後、アトラクションとして、新成人の中学校時代の恩師からのお祝いメッセージ、ビデオレターを放映し、最後に新成人より謝辞をいただいています。この中でも、アトラクションのビデオレターについては、毎年、新成人の方々には大変好評をいただいています。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況等もありますが、新成人の方々が少しでも思い出に残るよう、内容等はなるべく簡略化することなく実施できればと考えています。

○議 長

12番 長野君

○12 番

新成人の方々が、本当に思い出に残るような成人式を実施していただきたいと思います。

これで、成人式についての質問を終わります。

○議 長

それでは次に、消防団の充実についての質問を許可します。

○議 長

12番 長野君

○12番

続きまして、質問事項4、消防団の充実について、お伺いいたします。

白浜町の消防団員の皆さんには、日頃から私たち町民が安心して暮らすことができるよう、昼夜を問わずご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

さて、道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されました。これにより、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の総重量は3.5トン未満となりました。

簡単に申し上げますと、新たな免許制度での普通免許では、最大2トン未満、総重量3.5トン未満の車までが運転できるということになりますので、その重量等を超える消防自動車について、新たに設けられた区分である準中型以上の免許を取得しなければならないことになりました。しかし、あくまでも平成29年3月12日以降に免許を取得した方に限りです。これ以前に免許を持っていた方は、これまでどおりでございます。

若い世代の消防団員の確保という点で、大変苦慮されていると思います。そんな中でこの準中型免許の新設という問題は、将来担い手不足を招く懸念材料として、軽視できないものと考えます。また、若い世代ではオートマチック限定の普通免許を持つ方もおられますので、併せて今後の課題ではないでしょうか。

そこでお伺いします。まず1点目、消防団員のうち、オートマチック限定免許を持つ団員数について把握しているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番外(消防長)

長野議員より、消防団員のうち、オートマチック限定免許を持つ団員数を把握しているのかというご質問をいただきました。

現在消防団の分団数は16あり、消防団員数は、機能別団員を含めて328名おります。オートマチック限定免許については3種類ございまして、まず3.5トン未満のオートマチック限定免許、準中型5トン限定、中型免許8トン限定の3種類になります。

その中でオートマチック限定免許を取得している団員数は5名おり、3.5トン未満の免許を取得しているのは1名で、準中型5トン限定が2名、残りの2名が中型免許8トン限定になります。

○議 長

12番 長野君

○12番

続きまして2点目、道路交通法改正に伴う準中型免許新設により、消防団の所有する消防自動車を運転できない団員数を把握しているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

準中型免許の新設に係る改正道路交通法が平成29年3月12日に施行されました。改正された以降に免許を取得した消防団員数は2名おります。この2名につきましては、1名がオートマチック限定免許を保持するものであります。また、平成19年6月2日から平成29年3月11日まで普通免許を取得した団員は14名おり、このうち1名はオートマチック限定免許を取得した団員で、この14名については車両総重量5トン未満の車両を運転することができます。

消防団の車両は30台登録されており、そのうち2台がオートマチック車で、残りの28台がマニュアル車となっております。内容としましては3.5トン未満の車両が17台、3.5トンから5トン未満が12台、5トン以上が1台あります。分団により配備されている車両のタイプが違うため、一概には言えませんが、まず、オートマチック限定免許を所有する5名の団員はオートマチック車である2台の車両以外は運転することができません。続いて、マニュアル車の3.5トン以上の車両が運転できない団員は1名おり、マニュアル車の5トン以上の車両が運転できない団員は13名おります。

○議 長

12番 長野君

○12 番

続きまして3点目、当町の消防団の車両のうち、中型免許がなくて運転できない車両の台数は、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

中型免許が必要になる車両の総重量は7.5トン以上11トン未満であり、当消防団が保有する車両で最も重量のある車両が、日置川支団第14分団に配備されているタンク車であります。その車両の総重量が6.9トンであるため、当消防団に中型免許がなければ運転できない車両はございません。

○議 長

12番 長野君

○12 番

続きまして4点目、今後の団員の確保、若い世代の団員の活動継続のために、準中型免許の取得及びオートマチック限定解除のための費用補助が、今後、ぜひ必要と考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

議員のおっしゃるとおり、消防団に今後入団していただく若い世代の方々は、新制度の免許を持つ方が多くなると考えられます。その方々が今後長い間、消防団員として活動していく中で、3.5トン以上の消防車両を運転することができない団員が増えてきますと、団活動に影響を及ぼすことが懸念されます。

このことから、県内では、3町村が免許取得補助制度を導入しており、免許取得補助の実績もあると聞いております。今後、消防本部といたしましても、免許取得補助制度導入について検討していきたいと思っております。

○議 長

12番 長野君

○12 番

続きまして5点目、総務省消防庁では、準中型免許を取得する消防団員の教習所の費用を自治体が団員に助成した場合、その一部に特別交付税措置を講じておりますが、オートマチック限定解除のための費用補助も検討されるとのことですが、これについては、特別交付税の対象となっていないと思います。町独自のものになると思いますが、考え方をお伺いしたいと思います。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

議員のおっしゃるとおり、特別交付税の対象になるのは準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度であり、取得費の50%が措置額となります。オートマチック限定解除のみの場合は、特別交付税の対象にはなりません。

団の車両を運転するに当たり、今後オートマチック限定解除が必要な団員も出てくると思っております。オートマチック限定免許が施行されたのが平成3年11月1日からですので、平成19年6月までのこの間にオートマチック限定免許を取得した人は中型免許、8トン限定のオートマチック車を運転することができます。また、平成19年6月から平成29年3月までにオートマチック限定免許を取得した人は、準中型、5トン限定のオートマチック車を運転することができます。平成29年3月以降にオートマチック限定免許を取得した方につきましては、3.5トン未満のオートマチック車を運転することとなります。これらのオートマチック限定解除をすると、現在ある団の車両がそれぞれの免許の範囲で運転することができるようになります。

このようなことから、オートマチック限定解除につきましては、今後他市町村の実施状況を鑑みながら検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

12番 長野君

○12 番

費用の面では助成という形が取れると思います。しかし、免許取得のためには、仕事を休んで教習に通われると思います。団員の皆様が勤務される事務所に対して、教習のために休業する団員の皆様に対して格別のご配慮とご理解をいただき、安心して教習に通えるように、

町として誠意を持ってお願いしていただくよう、対応していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時15分 再開 12時55分)

○議 長

再開します。

南議会運営委員長から報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君(登壇)

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果を、ご報告いたします。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告しご了承をお願いします。

本日は14番 水上議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたのでご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番、11番溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、新型コロナウイルスの今後のワクチン接種について、2つとして、防災対策についてであります。

初めに、新型コロナウイルスの今後のワクチン接種についての質問を許可します。

○議 長

11番 溝口君(登壇)

○11 番

通告に従いまして、6月議会の一般質問をしていきたいと思います。

今回は2項目についての一般質問になります。

最初に1番目といたしまして、新型コロナウイルスにおける白浜町の今後のワクチン接種について、現時点での接種計画を確認したいと思います。そしてこのワクチン接種の今後の計画でありますけど、同僚議員の皆様もそうだと思うんですけど、よく町民の方から、今1回目が行われておるわけですけども、その後の計画がどのようになっているのかとか、65歳以下の方はどうなるのかとか、そこら辺りの見通しを町民の方からよく聞かれるんです。そういうようなことで、6月議会の時期でしたので、この際一度確認をさせていただきたいと、そのようなことで質問することに至りました。

しかし、コロナのあれですから、今現時点のワクチン接種については、国の動向によってとか、そういった事情が変わって、町で計画をしていてもそのとおりにいかないこともたく

さんあるかと思いますが。質問の途中で質問に際しては、そのような国の動向によって、白浜町としてはまだ計画が立てられないとか、そういうような事案につきましてはそういうような答弁をしていただきましたら結構でございますので、お願いをしたいと思います。

それでは質問に入っていきたいと思いますが、昨今、新聞報道やテレビニュースなどで、ワクチン接種の年齢制限を下げると、そのような報道がございました。16歳までだったんですか、それを12歳までに引き下げると、そのような報道がございました。当然日本全国で一律だと思われたいと思いますが、白浜町としても16歳から12歳までに下げると、そういうようなあれですけど、今後白浜町としても国の制限どおりの12歳まで下げて接種をしていくのだろうと思われたいんですけど、そこら辺の基本的なことをまず第1番目に教えていただきたいと思われたいんですけど、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、溝口議員から、新型コロナワクチン接種の年齢について、ご質問をいただきました。

ファイザー社製のワクチンにつきましては、当初、厚生労働省は対象年齢を16歳以上としておりましたが、アメリカCDCの諮問委員会が接種対象年齢を12歳以上に引き下げることを勧告し、日本においても、海外での臨床試験結果を踏まえ、6月1日から、接種対象年齢を12歳以上に引き下げ、対象者を拡大することになったところであります。武田／モデルナ社製のワクチンについては、18歳以上が接種対象年齢となります。

接種の対象者は、現時点での科学的知見に基づいて決められておりますので、今後、日本においても接種の対象年齢が広がる可能性もありますので、国や関係機関の情報に注視してまいりたいと考えております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

白浜町というか、日本では今はファイザー製ですか、ファイザー製ですから当然16歳から12歳というふうな認識になると思われたいんですけども、そこで、全体の人数を、町民の方から人数もよく聞かれるので、「白浜町民は2万1,000人あるけど、接種される総人数というのは何人なの」と聞かれるんですけども、そこで教えていただきたいと思われたいと思います。

例えば16歳までのときの接種人数は何人であって、今後12歳まで引き下げるとなりましたら何人増えて何人になると、そこら辺の数字的には担当課長としては把握はできているんでしょうか。もしできているのであれば人数を教えていただきたいと思われたいんですけども、どうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

今後のワクチン供給につきましては、現時点ではまだ未確定な部分がありますがファイザー社製のワクチンの接種対象年齢が12歳以上となったことから、ファイザー社のワクチ

ンで接種を想定しますと、65歳以上の高齢者を含めまして、5月末現在では約2万人の方が接種対象者数となります。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

ざっと白浜町の住民台帳の人口は2万1,000人ほどですから、そこから1,000人引いての2万人が対象であるということでもあります。多いなというふうな形であります。

第1回目が既に始まっておるんですけど、ここで教育委員会に通告するのを忘れてあったので、答弁いただくわけにはいかないんですけども、住民保健課長が答弁されるか、提言だけになるかわかりませんが、12歳だったら小学生でありましたら6年生ですか、中学校1、2、3年、高校は県の管轄になるかと思うんですけども、それを集団接種でやるのか、通常どおりバラバラでやられるのか。一遍に小中学生をさばこうと思えば集団接種が一番早いかなと思うんですけども、そうなったら様々な問題と言ってはあれですけども、保護者の方の同意があればですけど、中には事情で接種をしないという子どもさんも出てきたときに、いじめとは言いませんけど子ども同士の中でぎくしゃくして、いじめとか仲間外れとかどうやこうやとか様々な問題が懸念されるかと思うんです。12歳は打つのは順番から言うたら一番最後のほうだと思うんですけども、教育委員会としてどんなふうな方法をされるのか、決まった時点で、我々にも報告をいただきたいと。各議員はそれぞれの地域において、子どもの数が少ないとはいえ、そういったお子さんについてのこととか、どういうふうな形で接種するのだと、そんなこともたまに質問をされるわけでありまして、方針が決まりましたら、また報告をしてもらえたらと思いますので、お願いしたいと思います。

住民保健課長、もし今、そこら辺の小中学校のどういうふうな形で打つかというのがもし決まっているのであれば、報告できるのであれば言っていただきたいと思うんですけども、決まっていなかったら決まっていなくてと答弁をしていただいてもいいんですけど、どうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

溝口議員からご質問いただきました小学生等の集団接種につきましては、現時点では未定でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

そうですか。おいおいと教育委員会のほうで現場と話をしながら方向性が決まれば、また報告をいただきたいと思います。

それでは、先にまいります。

当初国の計画では、ワクチン接種は、最初は医療従事者の方から接種を行っていくという発表であったわけでもありますけども、国の事情でいろいろ批判がありまして、遅いとかどうこうというそんな批判があつて、医療従事者の方が打ち終わる前に、見切り発車とは言いませんけども、65歳以上の方も同時並行で今に至っているわけでもあります。これも町民の方

からたまに質問されるのでお聞きしますけども、よく医療従事者の方と言われますけども、それでは一体我が白浜町での医療従事者の方は何人ぐらいおるのかなど。そしてもしおられるとしても、白浜町での医療従事者の方はワクチン接種はもう済んでいるのかなど。ここら辺の基本的なことを教えてもらいたいですけれども、どうなっていますか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番外 (住民保健課長)

ただいま、溝口議員から、医療従事者等のワクチン接種についてご質問をいただきました。医療従事者等のワクチン接種につきましては、医療関係団体の調整主体が和歌山県でありまして、詳細につきましては把握はできておりませんが、県によりますと、接種期間の3月から6月末までに、医療関係の各団体から提出されております希望者全員の接種を終えられているとのことでございます。希望の接種を終えられているということでもあります。

○議 長

11番 溝口君

○11番

今、住民保健課長から、人数は分からないけど、希望される方は終わっていると、そのような報告でありました。

そしたら人数は分からないわけですね。県は把握しているけど白浜町は町としては把握できないということですね。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番外 (住民保健課長)

町としては人数等は把握できておりません。

○議 長

11番 溝口君

○11番

それでは、次に、先ほどから申していますように、65歳以上の方のワクチン接種が今始まっております。第1回目のワクチン接種の申込みについては、町長からも、町民の皆さんに対して、町としての談話で謝罪というか、大変混乱をしましたという形で新聞にも掲載されました。

それを受けて、先月の議員懇談会で、1回目のワクチン接種の取扱いというか、申込みに際しては1回目で何人受付をしましたかと私は質問をさせていただきました。そのときの質問の答弁では、たしか2,450人ぐらいとの、そのような人数の答弁だったと思うんですけども、ここでもう一度再度確認をしたいと思います。

先月の議員懇談会で私が質問をいたしました際には2,450人ぐらいと、そのような数字での答弁であったと思うんですけども、それについては間違いはないですか。再度確認を正式にしたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

第1回目のワクチン接種の申込みにつきましては、電話予約としたため、高齢者の皆様には大変なご迷惑とご負担をおかけしました。また、受付体制の不備から不公平感を生じさせましたことを改めておわび申し上げます。

第1回目の集団接種につきましては、4月29日の白浜会館から始めさせていただきましたが、集団接種を進めるに当たり、医療機関から接種時間枠内の人数を増やすことができるというご提言やご協力がありまして、年齢の高い高齢者が1人でも多く接種いただけるように、受付人数を変更しまして、第1回目の集団接種でワクチン接種をされた高齢者の総数につきましては、2,550人となったところでございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

2,450人から2,550人、100人ほど増えたということであります。

それでたしか1回目の接種の最終の方の2回目を打つのが6月の末だったと思うんですけども、ここまで今行われている中で事故とかいろんな不手際であったりとか不都合であったりとか、そのような報告がないということは、多分順調に来ているのかなと思うのでありますけども、実際に1回目の接種が始まって、今まさに1回目の中、2回目の打ち終わりに向けて行っていると思うんですけども、総じて順調に来たということによろしいんですか。そのような認識でよろしいんですか。何か反省点であるとか、もっとこういうふうに改善すればもう少しよかったとか、そこら辺のところはどうですか。もしあるようでしたら、発表できるようにありましたら、お願いしたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

第1回目の集団接種の最終日につきましては、今月末の6月27日の日置川拠点公民館での集団接種の2回目のワクチン接種となります。当初の予定どおり接種を行っておりますし、また、来られた高齢者の方からは、大変スムーズに接種ができたというような声も届いているところでございます。

以上でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

一般的に接種した後の副作用というんですか、日頃報道でも副作用が心配であるから接種をするのはちょっともう少し様子を見てからと、そのような方もいらっしゃいます。よくテレビのコメントなんかにも紹介されておるわけですがけれども、現実に白浜町で、あと10日ほどですか、6月27日までで2,550人が打ち終わるわけでありましてけれども、今打ち終わった方の中で、そういった副作用によって、副反応というんですか、副反応によって少し大変な状態になった方がいらっしゃったとか、そのような事例の報告等はどうだったんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ワクチン接種後におきまして、経過観察ということで、15分から30分ということで、特に何もなければ15分程度で帰っていただけることとなります。中にはもう少し様子を見るという方もおられますので、30分程度会場内でおられます。特に会場内で、多少気分が悪くなったという方もおられるんですけども、特に大きなことはなかったと認識しております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

そういうことでありましたら、これだけの2,500人前後の方が2回目を既に打ち終わって、そういった副反応というんですか、副作用で大変な状況になったというような事例がないということは何よりで、今後、これから65歳以下の方で、最初に課長が12歳までになりましたら2万人が対象になるということでもありますから、これからまだ8,000人、7,500人がやっていくわけですけども、まず第1陣の高齢者の方の中でそういった副作用の反応で大変な状況になった事例がないということでもありますから、町としても、我々としても、町民の方から心配な点について聞かれた際には、今のところ65歳以上の2,500人余りの方が接種をされてもそういった大変心配な状況になった事例はありませんよと、我々議員も私もこれからまた聞かれましたら、そのようにはっきりと申し上げたいと、そのような思いであります。

ですから町としてもそこら辺の情報発信を、現実の結果がそうでありますから、声を大きくするというわけにもあれですけども、聞かれたら、そのように報告してあげたらいいかなと、そのように思います。

それでは、次にまいります。

次に、2回目の65歳以上のワクチン接種も、一部既に2回目の第1回目の接種も始まっているようであります。それで、先月の議員懇談会のときに、次は2回目の接種の人数はどれぐらいを目標にしているのかと。1か月前の話でありますけども、そのときには、住民保健課長は、町としては、次は3,600人ぐらいを目標にしていると、そのようなことありました。その議員懇談会の際にも、65歳以上のワクチン接種対象人口からすると、まだ3,600人を受け付けてもまだ千人ちょっとぐらいが残るのではないですかと、そのような指摘をしたところでもあります。

しかし、少し前の地方紙に、65歳以上のワクチン接種に関する記事が掲載されておりました。その記事によりますと、未接種の65歳以上の方で接種を希望する方全員と考えられる約5,200人をはがきで受け付け、6月中旬から接種を始め、7月末には2回目の接種を終えるようにしたいとの記事が掲載されておりました。既に、先ほどもお聞きしてるんですけども、2回目の第1回目の接種も始まっているようであります。ですから、この記事で掲載されていたとおりに、はがきで受け付けていろいろ振り分けをされていると思うんですけども、記事のとおりに行うことができそうかどうか、見通しはどうか、もう既に始まって

ますけれども、その点はどうか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

65歳以上で未接種の約5,200人のうち、はがきでワクチン接種を申し込まれた方につきましては、現時点で約3,500人ございます。ただ締切りは一応決めさせてもらっておるんですけども、締切り後も順次受け付けておりますので、総数につきましては、まだ少し多くなるかと考えております。

また、ワクチン接種につきましては、6月10日から白浜はまゆう病院での平日のミニ集団接種や、町内の医療機関、それから高齢者施設でもワクチン接種を進めております。また、7月の中旬には、白浜会館での大規模な集団接種を行う予定でありますので、ワクチン接種を希望される高齢者の方が、7月末までに2回の接種を終えられるように、担当課としては取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

後にも一度聞こうと思ってたんですけど、今、課長のほうから、約5,200人の対象で今現時点ではがきで受付をされたというか、送ってこられた方が約3,500人と。単純に引き算をしましたら残り1,700人の扱いについてはどうされるのかなということです。私の知り合いの91歳の方の家にも、たまたまそちらの家におじゃましていたときに役場から電話がかかってきて、その方はまだはがきで送ってなかった方なんですけども、接種をどうされるんですかと電話をわざわざいただきました。電話の前に、今回のワクチン接種の話を世間話でしてしまして、おばちゃんそれは打たんリスクよりも打つほうがずっと得やと思うので、それやったら打つほうがええんちゃいますかというような話をやっていて、その娘さんにも、それはお母ちゃん打つほうがええでと言われたので打とうと思うんやというような話をやっていたときに、ちょうど電話がかかってきて、申込みの話をされてました。

ですから、残りの1,700人に対しては、町として住民保健課で手分けをして、まだはがきを送られていない方への通知というか、接種はどうされるんですかという、そこら辺の話を日々されているんですか。少し教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

対象となる高齢者の方にはご案内と、また申込みのはがきを同封させてもらっております。やはり中には打たないという方もおられるんですけども、我々としては、はがきを申し込んでいただいた方につきましては、全員接種するように取り組んでいるところであります。ただまだちょっと迷われている方というんですか、そういう方もおられると思いますので、今後また、広報等で「ワクチン接種がお済みですか」というような啓発というご案内をさせていただきたいと考えております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

極力、一般的には報道等で心配な人も当然いらっしゃると思いますけども、やはり打たないよりも打つほうのプラス面が大きいということで、強制的にとはいきませんけれども、啓発活動というんですか、町としてできる限りのお知らせをすることができたらと思いますので、そこら辺はお願いしたいと思います。

それでまた、お聞きしていきますけども、地方紙の記事には、町内の医療機関でもワクチン接種を受けられるようにするとの記事の掲載がありました。そしたら白浜町でも思い当たるだけでも数か所の医療機関があるわけでありまして、それぞれの、日置川地域を含めて白浜町の医療機関、俗に言います町のお医者さんですか、そちらのほうでもワクチン接種が受けられるようになるのかなと私は判断したんです。となりましたら何か所ぐらいといいますか、全ての医療機関で希望者があれば受付をして接種ができるのか、そこら辺はどうなっているんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

個別医療機関接種につきましては、町内医療機関の10か所で接種予定となっております。ご存じのように、ワクチンの特性というところもあるんですけども、各診療所の診療体制によりまして、診療所ごとに1回あたりの接種者数を設定しておりまして、そういうところにつきましては、町と医療機関と随時連携しながら取組を進めたいと思います。

あと、個別医療機関をご希望されている方が、必ずしもそこで接種はできないというところもあるんですけども、そういう方につきましては集団接種をおすすめしたり、時間がかかってもやはりかかりつけ医で接種したいという方がございましたら、時期は遅くなるかもわかりませんが、その辺りは町と医療機関で調整していきたいと考えております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

基本的に今、課長の答弁では、町内10か所ですか、10か所ができると。

昨日、先だっても課長と打合せをしている中ではと思ったのは、そういえばワクチンは注射器で入れるのが、最初は5人分とか言うてましたが、今だったら6回分ですか。ということは1つの医療機関に希望者が6人にならないと、その医療機関、町医者さんでお願いしたいという方が4人しかなかったら、そこで接種できへんねなど。そこで課長と話して、改めてそうやったと。今白浜町は、ワクチンを6回に分けて注射器で打っているそうでありますので、6人の希望者がなかったら町の診療所さんでは打てないと。だから少しの時間を待たれるのかどうか、少なかったら違うところの接種会場に案内するというような形をするんですと、打合せで話をさせていただきました。そのときにそうやったなど、希望する人数ではなしに6人ワンセットやなというのが改めてはっとしたんです。

そしたら当然今課長がおっしゃったように、確かに今言いましたように、6人に満たない

ような希望をされている方については、ある程度の時間を置くのかどうか分かりませんが、置いたとして、それでも診療所での希望者が現れなかったら、違うところを推薦じゃないですけども、違うところを案内すると。課長、もう一度確認しますけども、そのような仕方ですね。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

溝口議員がおっしゃるように、今回の高齢者のコロナワクチンにつきましては、ファイザー社のワクチンを使用しております。1バイヤルということで、6回接種できるワクチン接種になりますので、先ほど溝口議員がおっしゃいましたように、やはり6の倍数での人数の調整が必要となっております。やはり6人に満たない場合は、ワクチンを少しでも無駄にしないために、6より少ない場合はもう少し希望者がある程度集まってからご案内するとか、6から次の12まで、そこまで満たないというんですか、その間であれば、別の集団接種であるとか、そういうような日程をまたご案内して、ワクチン接種を打っていただきたいと考えております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

そのように、自分のかかりつけ医のところで希望があっても、今課長が言いました6人ワンセットに満たないときは致し方ないという形で、そういった希望者の方にも説明をしてあげて、違う場所での接種を推奨してもらいたいと思います。

最後にこの65歳までの、参考のために聞きたいと思うんですけども、人数が分かっているだけで結構ですけども、65歳以上の方もほぼ今受付をして、既に接種をされております。開始をしています。しかし、議員懇談会のときに、町長は、四、五百人ぐらいの方が多分接種を希望しないというか辞退をされる方がいるの違うかと、そのような話もあったわけでありまして。聞いておるんですけども、今の段階で65歳以上、全部で8,500人ほどの中でざっとどれぐらいの人数の方が、希望しないという方については把握できているんですか。もしできているのであれば参考というか教えてもらいたいと思うんですけども、どうですか。人数は分かっていますか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

第1回目の集団接種のワクチン接種を申込みができなかった方や、ワクチン接種が未接種の約5,200人の高齢者を対象者に、ワクチン接種の申込みのご案内を、年齢の高い順に、5月26日から順次発送をさせていただきました。ワクチン接種を希望される方につきましては、はがきで申込みを受け付けておりまして、締切日は設定はさせていただいているんですけども、締切り以降、申し込まれる方につきましても、順次受付をしているところであります。

現時点で、ワクチン接種の申込者数は、先ほども申し上げましたが、約3,500人であ

りまして、接種を希望されるかどうかは不明であります、ワクチン接種を申し込まれていない方は約1,700人ということになります。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

今の現時点の数字ですからね、もう少し下がるかと思えますけど、それでもやはりこれから見たら千人ぐらいの方は様々な事情というか、心配事で希望しないという方が発生するのだろうと、そのように推察をいたします。

それで、ちなみに、またちょっと数字が分かっていたらでありますけども、よく報道機関等で、テレビ等で和歌山県が高齢者の65歳以上の接種率は日本、全国1位であると、そのような報道が度々ございまして、県知事なんかも、特別なことはしてないと、ワクチンを手当たり次第打てるところから打つようにした結果がこれであると、そのようなコメントを寄せられておりました。今現在で、今の数字では確定的ではないかと思うんですけども、和歌山県の65歳以上の接種率というんですか、何パーセントぐらいで、そしてまた白浜町は何パーセントぐらいかというのは、数字的にはどうですか。町はつかまえているんですか。もし分かっていたら教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、溝口議員から和歌山県のワクチン接種率につきましてご質問いただきました。

和歌山県の65歳以上の高齢者でワクチン接種をした割合につきましては、これは報道等の発表になるんですけども、6月16日時点では、1回目が49.72%、2回目が22.60%となっております。

また、白浜町の接種状況につきましては、6月7日時点での集計となるんですけども、1回目につきましては30.83%、2回目が15.07%となっております。これにつきましては6月7日時点での集計なんですけども、それ以降につきましては、接種状況なんですけども、6月10日からは白浜はまゆう病院で平日に1日約120人のミニ集団接種、それから個別医療機関でのワクチン接種も順次行っております。それから、この前の6月13日に町立体育館で2回目のワクチン接種も行いましたが、そこで約720人の接種をしておりますので、実際の白浜町の接種率につきましては、もう少し上がっているところでございます。

以上です。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

そうですね。6月16日時点の和歌山県の1回目が49.7%、白浜町は6月7日が30.83%と報告がございました。けれどもそれ以降、かなりの人数をこなしているということで、大分、県の平均近くまで行っているのと違うかなという感じがいたしますけども、そこら辺もまた数字は日々変わっていくかと思うんですけども、ある程度1つの目安的なあれが

終わるようであれば、また報告していただきたいなど、そのように思うわけでありませう。

ちなみにほかの市町村のことなんか関係があるようでないんですけども、田辺西牟婁のこの付近でも、白浜町と同じぐらいのパーセンテージの比率で行っているのか、はるか上を行っているみたいだとか、担当課としてほかの市町村の接種状況というんですか、数字上細かい具体的な数字は多分つかめてないと思うんですけども、よく聞かれるのは、町の中でええ加減なというか、白浜町は接種の体制が遅いとかほかの田辺は物すごい進んで早うやってくれるとか、特に一杯酒屋なんかに行ったら、それあんたどこで聞いてきたのということも平気で言いさがすから、反対にこっちが聞きやったら腹が立ってきて、白浜もちゃんと接種体制、接種率はいいいんですよと、そんな話も町民の方とたまにするんです。そういう関係で、町民の方が杞憂というんですか、確証のないそういうような話もちよこちよ聞くので、もし分かっていたら、感覚的でもいいんですけども、そこら辺は町としてはどうですか。ほかの市町村は市町村で関係ないんですけども、そこら辺はどうですか。ほかの市町村の動向は分かりますか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

誠に申し訳ないんですけども、周辺市町村のワクチン接種状況につきましては把握できていないところがございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

65歳以上の方は、2回目が7月の終わりかそれぐらいには終わるのかなという気がいたします。

それで次に、いよいよ65歳以下の方の接種になっていくわけでありませう。順番から言いましたら、基礎疾患のある方、そしてまた高齢者施設等の従事者の方、そのような段階で60歳から64歳、59歳から55歳、そういうふうな分類別で多分されていくと思うんですけども、町としてそこら辺についての計画というか立てていらっしゃるんですか。もし立てているのであれば報告を願いたいと思ひませう。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

65歳以上の高齢者に次ぐ接種につきましては、溝口議員がおっしゃるとおり、国が示す接種順位としまして、高齢者以外で基礎疾患がある方、高齢者施設等の従業員、次にそれ以外の方という接種順位となっております。

担当課としては、高齢者の次の接種順位であります基礎疾患がある方に、事前に優先接種希望届を提出してもらひ、ワクチン接種の接種スケジュールの計画や調整を行い、対象者の方にクーポン券を発送できるように計画をしているところがございます。また、今後の接種スケジュールにつきましては、現時点ではまだちょっと未確定なところはあるひませうが、ワクチン供給スケジュールや医療機関との協議、調整をしながら接種計画を立てていきたくひませう。

えております。

以上です。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

最初の試験的とは言いませんけど、最初の65歳以上の方でそんな大きな混乱なしに今のところ、一般的に言いましたら順調に消化してきているわけであります。その経験も生かして、65歳以下のこれからの人数のほうが1万人からの人数に多分なつてこようかと思えますけども、1回目の経験を生かして、次回から混乱のないように、そしてまた効率よく接種ができるように進めていっていただきたいと思えます。

それでは、これで1番目の質問について終わりたいと思えます。

○議 長

それでは次に、防災対策についての質問を許可します。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

それでは次に2つ目の項目であります防災対策について、大まかに3つの項目について、質問、確認をしたいと思えます。

防災対策、そして減災対策です。ここまですればもう大丈夫と、そういったことでは済みません。今回は今申し上げましたように3つの要旨について町の考えを聞いていきたいと思えます。

1つ目として、我が地域は、絶えず皆様の頭の中にこびりついておりますけれども、把握しておりますけれども、いつ起こってもおかしくないと言われております南海トラフ巨大地震があります。そしてその被害というんですか、必ず津波も発生するだろうと、そのように発信をされているところでもあります。そしてまた白浜町はそれが大変心配される地域の1つであります。そうした中で国は2014年3月に、津波による被害を軽減するため、避難対策の強化を目的に、南海トラフ地震対策特別措置法を制定いたしました。白浜町内に設置をした避難タワーなども、中村地域と日置川地域ですね、あと河口には避難艇ですか、それなんかもこの特措法を活用して設置したものであります。今後、町として、今回つくられました特措法をさらに活用する考えであるとか構想はないのか、基本的なことを聞きたいと思えますけど、どうですか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

ただいま、溝口議員より、防災対策に関するご質問をいただきました。

町では、平成25年11月に大幅な改正がされました南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波避難対策特別強化地域へ指定されたことを踏まえまして、平成28年度に白浜町津波避難計画及び津波避難対策緊急事業計画を策定し、津波から逃げることを目的に、避難困難地域での施設整備を進めてまいりました。

現在、中地区また日置地区で建設を進めています津波避難ビルの完成によりまして、町内での避難困難地域は解消される予定となっておりますが、今後、新たな津波対策などを講じる場合には、改めて特別特措法による補助制度を活用し、事業を実施してまいりたいと考えております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

これからますます活用できる内容があれば考えていきたいということである、そういった答弁であります。

そこで、私も若干でありますけどこの特措法を勉強しました。特措法の趣旨は、津波から住民の命を守るということであります。避難タワーや避難ビルの整備などはまさにそういった趣旨であります。もう一方の特措法の趣旨としては、沿岸部の集落、要件としましては10戸以上、10戸以上の集落が公共施設と一緒に高台に集団移転する場合、用地造成費の4分の3を国が補助すると、そのような補助率から言いましたらかなり高い補助率になっているわけです。町も当然こういった高台移転の、今私が申し上げたことについての内容は把握をしていると思うのでありますけども、当然町も把握しているわけですね。どうですか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

過去に発生いたしました東北地方太平洋沖地震を教訓に、ハード、ソフト両面からの総合的な防災・減災対策が図られる中で、南海トラフ巨大地震に伴い発生が予想される津波に対しまして、あらかじめ安全な高台へ移転するための事業として防災集団移転促進事業が国の補助メニューに示されていることは、承知をしているところでございます。

具体的には、議員がおっしゃられたように、地域の合意形成の下、10戸以上で高台への集団移転を行うもので、移転先となる住宅団地や道路などの整備、移転者への助成などを行うものでございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

失礼な質問だったかとは思いますが、当然担当課としては把握をされていると思うのですが確認のためにやったわけですが、このように物すごい補助率の高い施策であるんです。1つ難点があるのは、頭ではもういつ来てもおかしくない、皆が住民の方が思っているんですけども、しかし災害が起こる前に高台移転をするかとなれば、これまたちょっと住民の皆さんの感覚で、起きるであろうと思っけていても、その前に移転をするというのは、当然これは造成費だけの補助がほとんどされるんですけども、建築費はほとんど自前になるわけです。ですから、起こってもないのに、また高台にというのはなかなか難しい、1つの難点ではないのかなと、そのように思っているわけでありまして。ですからやはり住み慣れた地域を前もって離れるというのは、住民の方についてはためらいも多々あるかと思うんです。

その中で、私はこの特措法を、公共施設だけでも先行して高台に移っても4分の3の補助金が出るように、県を通じて国に働きかけるべきではないのかなと。ですから、当然我々和歌山県の沿岸地域では必ず起こると言われていて、起こった後ではかなりの地域のところで高台に移転も考えられるわけですがけれども、今の特措法の内容では、10戸以上の集落と一緒にだったら4分の3の造成費を補助しますということなんですけれども、住民の方は分かっているけれども、まず起こる前に移転というのはなかなか難しい。住み慣れた地域から出ていくのは難しいわけです。それだったら先に公共施設だけでも高台に移転しても、造成費の4分の3の補助が出るように、県や国に働きかけるべきではないのかなと思うんですけれども、そこら辺につきまして町の基本的な考え方はどうですか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

防災集団移転促進事業は、個人の集団移転に関連しまして、学校や保育園など公共施設の移転が必要な場合は、施設の敷地取得費及び造成に要する経費も補助の対象となりますが、公共施設のみを先行して移転する場合は補助対象とはなりませんので、ほかの補助金や交付金など、事業内容に合った補助メニューを選定して活用することになるものと考えております。

議員からご提言をいただきましたように、公共施設を先行して移転する場合も特別措置法の対象としていただければ、よりよい防災・減災対策として進めることができるものと考えますので、機会を捉まえまして県に要望できればと思っております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

なかなか実現は、国が相手のことでありまして、また財源の問題もあると思うんですけれども、せつかくいい内容の施策であっても、災害が起こる前に公共施設と集落と一緒に先に移転というのは、なかなかハードルが高いなとそのように思います。課長から答弁をされたように、その点、公共施設だけでも先に移転ができれば、何かあったときにはまたそこに集落もまた移転しやすい先行での状況、それがつくれるような地域については、県を通じて国に根気強く働きかけをして、少しでも実現ができるような行動に移ってほしいと、していただきたいと、そのように思います。その点については、今後とも協議をしてまいりたいと思います。

それでは、次に進んでまいります。

2つ目に、災害が起きた場合、減災対策の1つとしての考えでありますけれども、各地域に消防設備の充実も大きな役割を果たすと、そのように考えます。そこで気になる資料がありましたので、消防本部のほうにも資料をお渡ししているのとありますけれども、2018年3月31日時点での資料であります。ですからざっと三、四年前の資料になるんですけれども、各都道府県の消防設備点検の報告率というんですか、これが人材不足とか資格者不足が原因と考えられるのかどうか分かりませんが、この消防設備の点検報告が、全国平均が49.8%であると。そのような資料があるわけでありまして。そこで、和歌山県では、この資料の中では39.2%と、

全国平均よりも低くなっていると、そのような報告があるわけであります。つまりこの資料が正しいのかというのがまず1点確認をしたいと思うわけであります。そして白浜町での現状は、この中には都道府県のしか載っていないんですけれども、和歌山県は39.2%であると、白浜町はどのようになっているのか、その点を聞きたいと思うんですけれども、消防長、どうですか。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

ただいま、溝口議員から消防設備点検の報告率についてご質問をいただきました。

消防設備とは、消防法に基づき、専用住宅を除く用途が発生する、例えばホテル、老人ホーム、飲食店など様々な防火対象物に設置する必要がある設備であり、火災時における被害を最小限に抑える役割があります。また、いついかなるときに火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならないことから、消防法において、その点検と報告が義務づけられております。点検と報告を行うのは消防設備士の資格を持つ、または消防設備の点検資格を持つ点検業者であり、白浜町内には1業者、白浜町近郊には20業者ございます。

ご質問いただきました消防設備点検の報告率についてですが、白浜町内には点検が必要な防火対象物が、令和3年3月31日時点で1,483件ございます。その中で、2018年3月31日時点の白浜町管内の報告率は、33.0%となっており、全国平均や和歌山県の平均と比較しても少し低くなっておりました。しかしながら、2018年以降、予防業務を強化し、白浜町管内の全ての防火対象物に立入検査を実施し、点検報告がされていない対象物については報告するように指導したことにより、2019年には全国平均を上回る58.7%の報告率となり、2021年3月末の調査では61.3%の報告率となっております。また、未報告の多くは100㎡未満の小さな施設となっており、1,000㎡以上の比較的大きな施設では91.2%の報告率となっております。

以上です。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

時間があと少しになってきたので、この項についてのまとめに入るんですけれども、この項については、消防署が調査するわけではなくして、消防長から報告がありましたように、白浜町内では、そういった調査する会社というんですか、資格を持っている会社は1社であると。田辺西牟婁で20社の数しかない。そこで白浜町の対象件数が1,483件ほどあると。当然、業者に委託するわけですから費用も発生するかと思います。

そこら辺の啓発活動は、そういえば、白浜消防署として署員全員でいろんな各小さな事業者から始まって行って、啓発活動をされていたかなと思って、白浜町は消防署で各町内を手分けしてやっていたのになと思って、消防署長との打合せのときに言ったら、実は点検業者さんに事業所が委託をして報告書を作って、その後消防署に報告をします。これについては罰則規定はあるのかと言ったら、罰則規定はあるのだと。あつてそれだったら、全国の市町村の消防本部は大変やなど。それで聞きましたら、半年に1回は記録をまとめて提出せなあ

かんと。それはまた1年に1回とか2年に1回だったら分かるけど、半年に1回せなあかん。それを管理というても限界があるなど。これは町内には設備の点検業者が1業者と、田辺を合わせても20社しかない。そこに費用が発生する中で、消防署としては何とか啓発活動をしてやらんと、罰則規定まであるそうであります。

ですからここら辺も実現するかどうかわかりませんが、上の消防庁ですか、上の国のほうで現状から照らし合わせて、このような状態で罰則規定まで設けても半年に1回、今のような状況で報告書をせなあかんのは法律で決まっておるけれども、現実的に対応できるのかどうか。そこの辺についても対応しなければならないのだと、ならないわけでありまして、現実的に考えた場合、そうはなかなかいっても、全国平均で見てもこういうような状況であるのが、日本全国での今の現実です。ここら辺も一度消防署として、上部団体のまずは県ですか、現状で見てももう少し何とかならいかなというのを、放っておくわけにもいかないし、しかし現状はそういうような状態でなかなか難しいということでもありますので、改善策を一朝一夕にはなかなかいきませんけれども、消防署としたら町内の対象施設には啓発活動等を一生懸命やられているというのを把握しておりますので、そこら辺一朝一夕にはまいりませんが、根気よく活動を積み上げていっていただきたいと、そのように指摘をさせていただきましたと思います。

それでは、時間がありませんので、最後の防災対策の質問に移ってまいります。

災害が発生した場合、特に生活弱者の方々がいる施設が大変な状況になるかと思うわけでありまして、そういった中で日常での減災対策も重要であると考えます。しかし、対策を実施すれば、大抵は各施設とも費用が発生するわけですが。その中でもやはり国において、今回少し相談があつて調べたわけですが、耐震化や非常用自家発電であったり、給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、そしてまたブロック塀の改修などが必要になってくるわけでありまして。

その中で、国において国の補助制度がないものか調べましたら、厚生労働省所管で、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金（防災や減災対策分）となるものがあります。この補助メニューでは、施設の大きさによって違うわけでありまして、定員29名以下の施設とそれ以上の施設とに分かれておまして、そこで補助率も変わってくるわけでありまして。1例を申しましたら、29人以下の小さな施設では、例えば私が先ほど申し上げましたように、非常用の自家発電であったり、給水設備の整備とか、そういった補助メニューがほとんど100%国から支給されると、そのような施設にとっては有利なそういった補助メニューもあるわけですが。当然町としては、担当課としてはそこら辺の補助メニューを把握して、かつそういった白浜町内の事業所に告知をしているのかどうかと。こういった有利な補助メニューがありますよと、そこら辺の実態はどうなっているんですか。あるようであれば教えていただきたいと思うんですけれども、民生課長、どうですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

介護保険施設等におきましては、防災・減災対策を推進するため、介護施設等が行うスプリンクラー等の整備や、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒

壊の危険性のあるブロック塀等の改修などに対し、国及び町が補助する事業がありまして、議員がおっしゃるように、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を活用した補助事業の事業主体は、施設種別や施設の規模等により、定員29人以下の地域密着型小規模施設等については、町が行い、定員30人以上の大規模施設等については、県が行うこととなります。

そのため、補助金の通知につきましても、町からは、町内にある定員29人以下の地域密着型小規模施設等に対し通知を行い、情報提供を行っております。昨年度は2件の事業実績がございます。

令和3年度、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の事前協議について、事業者へ通知を行いまして、意向確認しておりましたが、問合せがあったものの、令和3年度は申請には至っておりません。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

もうあと時間が1分、2分となりました。

そのように、町にとって、施設にとって、今回は民生課所管のあれですけれども、これは施設にとってかなり有利な補助メニューがあるなど、そのようになりましたら、当然施設さんのほうも日々研究はされて、把握もされているところもあるとは思いますが、町としてそこら辺の情報を、やはり施設等に対しても発信をしてあげて、費用が伴うことですから、費用、資金繰りが大変なわけですから、少しでも国の有利な補助メニューがある場合は、積極的に知らせてあげたり、情報提供をしてもらいたいと思うわけでありまして。

これは民生課だけではなくて、全課にわたって、各担当課それぞれ所管の、国の中央省庁からの補助メニューがいろいろあるわけですから、日々アンテナを発信してですね、敏感にして、国からの有利な補助メニュー、町にとって有利だなと、そのような補助メニューがあるかないかというのは、行政マンとして常日頃から敏感にして行政運営に当たっていただきたいと、そのように思いまして提言をいたしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議 長

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14時00分 再開 14時10分)

○議 長

再開します。

通告順4番、14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は、一問一答方式です。

通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、2025年問題と各分野の対策について、2つとして、対話支援スピーカーや音声変換筆談機、誘導ボード等の窓口設置について、3つとして、避難場所掲示板の管理と空港周辺の道路標識の表記についてであります。

初めに、2025年問題と各分野の対策についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君

○14 番

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、2025年問題と各分野の対策について、お伺いしたいと思います。

団塊の世代が後期高齢者とされる75歳以上となる2025年はもうすぐです。2025年問題と言われ、雇用や医療、福祉といった様々な分野へ多大な影響を及ぼすと、国は年金、労働、医療、介護など各分野の対策を協議していると報道されています。

団塊の世代は、第1次ベビーブームの時期に生まれて、様々な分野で昭和から平成、令和へと日本の成長を牽引してきた世代です。この世代が75歳以上を迎えることで、日本の総人口1億2,257万人のうち、後期高齢者の人口が2,180万人に達し、超高齢化が進むと、2025年問題の影響の1つが、医療費や介護費の増大、またそれに伴う現役世代の負担の増加が考えられます。

2025年の日本の高齢者人口は3,657万人、白浜町ではこのときの高齢者、後期高齢者、生産年齢人口推移と2025年対策としてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

水上議員より、2025年問題と各分野の対策についてのご質問をいただきました。

高齢社会の進行に伴いまして、要介護者の増加やそれに起因する介護給付の増加、介護保険料の改正、介護サービス提供体制を支える介護従事者の育成、確保、認知症対策など様々な課題が顕在化しています。高齢者一人一人が健康で元気な生活を送るためには、地域のつながりを守り、生きがいを持った生活を送ることができるよう、高齢者福祉の充実を図るとともに、福祉意識の向上に努めていくことが重要となります。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外(民生課長)

現在、白浜町の5月末の人口は2万812人、65歳以上人口は7,960人、75歳以上人口は4,320人で、高齢化率は38.2%です。人口は減少傾向にあり、65歳以上人口についても令和2年からは減少傾向にあります。

2025年には人口は2万人を下回り、高齢化率は約40%、生産年齢人口は人口の約50%となると推計しております。さらに、全国的に若年層が激減と言われていた2040年には人口が1万4,553人となり、高齢者が生産年齢人口を上回ると推計しております。

まず、高齢者が自立、充実した毎日を過ごすためには、日頃の健康づくりが必要不可欠です。特定健康検査の実施をはじめ、健康相談、講演会など健康づくりへの意識向上をはかり、身近な地域での主体的な健康づくり活動に取り組むとともに、介護予防事業を推進しており

ます。

また、住み慣れた地域で安心して、たとえ介護が必要な状況になっても、自分らしい暮らしを続けられるよう、住民が共に助け合い、支え合う環境づくりや住まい、医療、介護、福祉、介護予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制の充実を図っているところでございます。

○議 長

14番 水上君

○14 番

ただいま答弁いただきましたが、2040年になると団塊ジュニア世代が今度は65歳から70歳となり、さらに少子高齢化が進むと推計されていますし、先ほど説明いただきましたが、高齢者が生産年齢人口を上回るといふ、町をどう支えていくかという大きな課題になります。

そして、目の前の2025年の推計も厳しく、少子高齢化が進み、生産年齢人口がやはり減少し、社会構造を支える対策として、年金については一部法改正をし、厚生年金の加入条件の緩和を検討し、パートなどの短時間労働者が厚生年金に加入しやすくするほか、就職氷河期世代の非正規雇用者の低年金対策になることも期待されています。本当にそのような見通しがあるのかお尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

年金制度改正法につきましては、令和2年5月29日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、同年6月5日に公布されたところでございます。

この法律は、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会、経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものでございます。

改正の概要につきましては、令和4年4月1日から順次施行されますが、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件の段階的な引下げや、勤務期間要件の撤廃などにより、被用者保険の適用範囲が拡大されるものでございます。また、60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度につきましては、年金の支給が停止される基準が緩和され、現行の賃金と年金月額合計額が28万円から47万円に変更されます。65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者につきましては、在職定時改定の導入により、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られるものとなります。さらに、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせ年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、その上限が75歳に引き上げられるなど、受給開始時期の選択肢が拡大される内容となっております。

今回の法改正によりまして、65歳まで働き続けている方の現状を考えれば、ある程度の給与額まで年金が減らされずに済むことは、就業意欲の向上につながるものではないかと考えられます。また、パートなどで働く方につきましても、老後にもらえる年金が増えること

になるためメリットはあると考えられるところであります。

以上です。

○議 長

14番 水上君

○14 番

また、医療や介護に係る人材の確保が課題で、現在でも言えることですが、人材を確保するために、医療、介護現場への就労支援と離職を防ぐことの2つの視点が重要だと考えます。高齢者が増えると言われる2025年を見据えて、就労支援や離職対策などについて、町は医療、介護現場と協議し対策ができているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護サービスを支える介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士、社会福祉士等の介護人材の確保、育成は大変重要です。今後、高齢者の増加とともに介護サービスの需要が高まることが予測され、介護人材を確保するため、町内の事業所に対しては就職フェアへの参加を促すとともに、介護職員等特定処遇改善加算等の取得支援を促し、介護従事者の処遇改善、人材の確保と離職防止について協議を続けてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

後期高齢者の医療費は国民平均の約3倍とも言われていますから、健康寿命に向けた取組が重要になります。

そこで、70歳雇用の定着は社会保障の持続可能性を拡大し、特に、働くことで健康が維持できる高齢者が増加すると、高齢化で増え続けているとされている医療や介護に関する政府の財政支出をある程度抑えることができ、実際、都道府県別の65歳以上就業率（2000年）のデータと1人当たり後期高齢者医療費（2010年度）の関係を見た分析結果によると、高齢者の就業率が高い都道府県ほど医療費が低くなる傾向があったと報告されています。白浜町での高齢者の就業と医療費の関係などは検証できているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、水上議員から高齢者の就業と医療費の関係について、ご質問をいただきました。日本の健康寿命は、男女共に諸外国に比べて高く、健康寿命の高まりなどに伴って、高齢者の就業希望者比率は、多くの都道府県で上昇しております。水上議員がおっしゃるように、就業率が高い都道府県では、後期高齢者医療費の水準が低くなる傾向にあります。

白浜町において、高齢者の就業率と医療費の関係は検証できておりませんが、健康づくりの推進として、特定健康検査や健康相談などの健康寿命を高めるための取組や、高齢者の健

健康増進等を通じまして、高齢者の就業率が高まると、医療費の抑制や社会保障負担の軽減につながることを期待できると思いますので、引き続き高齢者の健康増進事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

14番 水上君

○14 番

働く高年齢者は年々増加傾向にあつて、2018年では60歳から64歳の70.3%が、65歳から69歳の48.4%の男女が働いていて、現在仕事をしている60歳以上の約4割の方が、働けるうちはいつまでも働きたいと考え、70歳ぐらいまでかそれ以上の年齢でも働きたい方々を合わせると、約8割が高齢期を迎えても高い就業意欲を持っています。

厚労省でも、最近ですけど、人生100年時代を迎えると言っていますし、年金受給年齢の引上げなども、先ほども説明がありましたけれども、受給の引上げなども聞こえてきます。

また、今年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳まで現役で働く70歳現役時代が到来することになり、この施行により、事業所は、70歳までの継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の導入や70歳までの定年の引上げや定年制の廃止、また70歳まで継続的に業務委託契約を結ぶ制度の導入や、70歳まで企業が委託や出資などする団体が行う社会貢献活動に従事できる制度の導入のうち、いずれかの措置を講じることが努力義務として追加されたと発表されました。

この改正高年齢者雇用安定法が施行されたことによる、地域の経済団体の意向や動態を町としても把握し、今後特に65歳以上の高年齢者について多様な形態で雇用や就業機会を確保していくことが課題だと思います。

町の就労状況をどう捉えているか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

水上議員から改正高年齢者雇用安定法における70歳までの継続雇用制度の導入等に係るご質問をいただきました。

厚生労働省和歌山労働局が公表しております令和2年高齢者の雇用状況集計結果資料によりますと、和歌山県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業1,099社のうち、70歳以上が働ける制度のある企業につきましては360社、率にしまして32.8%となっている現状でございます。今回の法改正によりまして、65歳から70歳までの就業機会を確保するために、70歳までの定年の引上げや継続雇用制度の導入、定年廃止等、いずれかの措置を講ずる努力義務が設けられたところでございます。

現状、白浜町においては、町独自の調査を実施しておりませんので、町内企業における高年齢者の就労状況につきましては把握できてございませんが、このことにつきましては、今後の課題として捉えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 水上君

○14 番

働きやすい環境とは、70歳までの就業機会の確保について多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものだそうで、国ではシルバー人材センターの就業時間の要件の緩和、65歳超雇用推進助成金や自治体と関係機関からなる協議会の設置を、平成28年から推奨しています。

今回の改正高齢者雇用安定法の施行について、地域での取組を町としてサポートできること、働きやすい環境づくりと就業をも含めて町の考え方について伺います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

今回の高齢者雇用安定法改正は、65歳までの雇用確保義務に加え、65歳から70歳までの就業機会の確保が努力義務となっております。少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢にかかわらず働くことができる社会になるように、町としましても、シルバー人材センターと協議、サポートして、高齢者の活躍を促進してまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

2025年までに中小企業、小規模事業者の経営者約245万人のうち、高齢事業主約127万人の後継者がまだ決まっていないそうで、少子高齢化がますます進むと、事業承継や人材不足問題が表面化してくる。後継者が決まらない半数に、黒字廃業の可能性があると報告されていますし、地域の経済構造が衰退しないか危惧されます。将来的には、これから少子高齢化が急速に進行しており、2065年には生産年齢人口割合が全人口の約50%まで落ち込むと推計されていますが、2065年と言わず2040年でもそういう報告が出ておりますけれども、2025年対策について総括を伺います。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

ただいま、水上議員より事業承継に関するご質問をいただきました。

全国的にも、中小企業・小規模事業者の中には、将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業があり、特段の対策を行わないまま経営を続けた結果、廃業、雇用の喪失といった社会的、経済的損失が発生しているものと認識してございます。

和歌山県におきましては、様々な支援機関と連携いたしまして、公的な相談窓口である「和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、親族内承継、従業員承継支援、後継者人材バンク業務や経営者保証業務等の支援業務を、税理士等の専門家や和歌山県商工会連合会等の商工団体、金融機関等と連携をしながら取り組んでいるところでございます。

白浜町といたしましては、支援センターや地元商工会等の関係機関と連携をより一層密にしまして、承継問題で悩んでおられる事業者の方にそのような支援を受けていただけるよう、

周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

14番 水上君

○14 番

2025年問題、先ほど出ましたけど、2040年問題、やはり将来的に人口減少、少子化対策、これを進めていかないと、目の前に来ておりますから、そのことは関係機関と十分協議して、今後につなげていただきたいと思います。また、数値目標を持って、取り組んでいただきたいと思います。

以上、これで2025年問題と各分野の対策についての質問を終わります。

○議 長

それでは次に、対話支援スピーカーや音声変換筆談機、誘導ボード等の窓口設置についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君

○14 番

対話支援スピーカーや音声変換筆談機、誘導ボードや点字ボードなどの窓口設置について、お尋ねしたいと思います。

庁舎の来訪者に、各窓口は、コロナウイルス感染症のリスク低減のために、飛沫防止板の設置に加え、職員はマスクを着用しているため、高齢者や難聴の方には窓口での対話が聞き取りにくい状況が生じています。そのような声があります。

2019年現在では、全人口の16%に当たるおよそ1,994万人が難聴者であったと報告されましたが、これは65歳以上の半数に当たります。難聴は母音と子音の聞こえやすさに違いがあったり、音が小さくなると言葉としてはっきり聞こえなくなるなどの特徴があります。また、当然年齢が進むにつれこの割合は増え、国立長寿医療研究センターの疫学調査によりますと、80歳以上になると84%の男性、73%の女性が難聴を発症しているそうです。難聴を放置すると、標準的な聴覚から軽度、中度、重度の難聴度が上がるにつれて認知症になる確率が2倍、3倍、5倍と増えていくことを示しています。聞こえないことで音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になり、脳の萎縮や、神経細胞の弱まりが進み、また、聞こえないことでほかの人とのコミュニケーションがうまくいかなくなり、つい会話を避け社会的に孤立してしまう、これらが認知証につながると考えられています。

高齢者の半数が聞こえに何らかの問題を抱え、これをそのままにしておくと認知症のリスクも高まることから、フレイルとって、虚弱で身体的機能が低下した状態の予防について高齢者の難聴への気づき、自分が聞こえにくいことに気づくこと、これも大切で、それに対し支援やアドバイスが必要と考えます。白浜町では聞こえの機能低下に対しどのような取組を行っているのか、尋ねます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

ただいま、議員より高齢者のフレイルから来る聞こえの機能低下に対する町の取組についてのご質問をいただきました。

フレイルは、加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態を言い、健康な状態と要介護状態の中間を意味し、高齢者においては、特にフレイルになりやすいと言われていています。

議員がご指摘されているとおり、難聴もフレイルの原因の1つであると言われております。民生課で難聴等に関する相談をお受けする場合、聞こえにくさに気づかれ、医療機関を受診され、医師より補聴器の購入を勧められて来るケースが多くなってございます。その際は、身体障害者手帳の申請をいただいた上で、補装具費支給制度を活用していただいております。補装具費支給制度は、所得に応じ補装具の購入や修理の際の自己負担額が軽減されるもので、難聴の場合、この制度により補聴器が購入しやすくなり、難聴からフレイルへの移行防止につながっていただいております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

本人や周囲の気づきもない中で、はっきり聞き取れないまま解釈が擦れ違うこともあるということは、私の母の介護を経験して幾度か思ったことでもありました。高齢者や難聴や視覚障害のある方や、また声を失った方への支援を提案したい。

まず難聴者に対話支援スピーカーは、周波数を変調することで音量を大きくすることなく聞こえ方を改善し、会話の秘匿性を保つものです。利用者から、スムーズに意思疎通ができた、大きな音がなくてよい、聞き取りやすいなどの評価が多数ありました。また、窓口内部での印刷機の音や電話の呼出し音などの影響による聞き返しが減ったため、窓口での1件当たりの対応時間が短くなったと利点があると報告されています。携帯できる機種もあり、往診するときに利用されている医師の報告もあります。この機械は小型で卓上に置けるので相談窓口で広く利用されています。また導入には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自治体もあります。

鹿児島県内の病院で、この対話支援スピーカーを使う前と後での認知症検査の精度に関するデータの報告では、患者が、「え？」と聞き返す回数が10回から2回に減り、セラピストの言い直しの回数が18回から2回に減少、さらに検査時間の短縮、検査得点の向上などが見られたとの報告もあります。

窓口だけでなく、介護認定訪問時や各種相談業務で使えるのではないのでしょうか。お考えを伺います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

対話支援スピーカーの活用についてのご質問をいただきました。

報道によりますと、埼玉県の入間市において、地方創生臨時交付金を活用して、本年4月より、市民課や障害者支援課などの窓口で11セット22台が設置されたとのことで、特に今のコロナ禍におけるマスクの着用や飛沫防止板の設置による会話の聞き取りづらさの改善

に役立っているとのことであります。

また、近隣では、田辺市が本年の2月より対話支援スピーカーを導入しており、本庁舎のほか、市民総合センターや各行政局に合わせて10台設置しているとのことでした。

白浜町における各窓口業務や介護認定訪問時、各種相談業務での現在の対応における苦情や要望等は聞こえておりません。しかし、議員がおっしゃっておられます利点も多いと思われるので、試験的に導入することも含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

田辺市の事例も今報告していただきました。私も報告しようと思ったんです。

白浜町では、現状では不便なく対応ができているとの答弁なんです。やっぱり加齢のためや年を取ってきて、そしてまた健康弱者の身になって、何をすれば誰もが暮らしやすい町としての対応ができるのか、そういうことも考えて研究していただきたいと思います。試験対応ですか、それもしていただけたらと思います。

それではもう1件について、やはり窓口や相談業務対応について、難聴や病気で声を失った方への対応などは、どのようにされているのか、伺いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

聴覚に障害をお持ちの方が窓口に見えられた場合、聞こえ方の状態を確認し、状況に応じて簡易筆談器による対応を行っているところでございます。

また、対応の際は、町で作成しております障害者差別解消法施行に伴う職員対応マニュアルを基に、ゆっくりと短文で話す、口をはっきり動かして話す、騒音の少ない部屋で対応するなど、可能な限りの合理的配慮を心がけております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

耳が遠い方との会話に、AIボイス筆談機というものがあります。そばに置いて話すだけでリアルタイムに音声を文字表示します。この間ニュースでも取り上げられておりましたが、大きくて、読みやすい文字でディスプレイを採用します。高性能なAI音声認識で声を文字にということで、どこでも通信可能だそうです。簡単操作で見やすい、音声を自動で文字に、高精度の音声認識エンジン、据置タイプの筆談機や、聴覚障害者や声を失った方のための簡易筆談器としても最適なブギーボードなどがあるそうです。たくさんこういう対応できるような機械が、今はいろんな機種があるそうですから、これもまた研究していただけたらと思うんです。

また、視覚障害者の方には、誘導ボードの設置。これは最近では消毒液がどこにでも置かれているんですが、その場所が分からないので、と聞きます。誘導や声かけを窓口でしていただけたらということで、もう対応していただいているようですが、そういう戸惑いもあるということで、点字ボードなども設置していただけたら。筆談していただいているようす

が。それから窓口において、高齢者の方にいろいろな制度や手続きなどを正確に、また丁寧に説明できる環境を整えることは大切ですし、また、障害による難聴や視覚障害の方のことを考えますと、障害者差別解消法の合理的配慮という視点からも、これらの窓口導入や貸出しなどもできないか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員より、聴覚障害のある方や視覚障害のある方への機器等の設置に関するご質問をいただきました。

聴覚障害をお持ちの方につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、筆談での対応や合理的配慮による対応を行っております。また、視覚障害をお持ちの方にも障害者差別解消法施行に伴う職員対応マニュアルを基に、移動される際の見守りや声かけを行うとともに、「こちら」や「それ」といった指示語を使わず、具体的な説明を行うことなどを心がけており、現在のところ、そちらで対応はできていると考えてございます。

○議 長

14番 水上君

○14 番

次に、先ほども例に出しましたが、フレイルとは、健康な状態と介護が必要な状態の中間に位置する虚弱な身体的機能が低下した状態のことを指します。この状態のときに適切な対応をすれば介護が必要な状態にならない、あるいは遅らすことができるということです。

町でも、これまでに様々な取組をされています。講座や運動教室などにおいてフレイル予防の啓発から検証と成果を伺いたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

一般介護予防事業につきましては、高齢者の健康の保持増進を図り、一般介護予防事業対象者に介護予防に関する知識の普及啓発や各教室修了者等の自主グループ活動の支援を行っているところであります。

運動機能向上教室としましては、白浜地域では「しらら・びんしゃん倶楽部」を開催し、運動指導士による指導の下、筋力アップ、体力維持、増進のためのエクササイズやプール運動を実施し、運動機能向上の維持、改善のための知識の普及を行っております。

また、富田地域、日置地域では「サンライズ倶楽部」を開催し、同様の転倒防止教室を開催しているところであります。

それから、地域デイサロンの社会福祉協議会に委託しまして、白浜、富田、日置地域の会場では、レクリエーションや体操のほか、管理栄養士や理学療法士などの専門職による介護予防講座や、保健師等における認知症予防講座を実施しております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症予防のため事業の縮小や休止をした事業もありましたが、各種事業では、事前や事後にアンケート調査を行いまして、健康増進や介護予防に関する知識を少しでも多くの方に深めていただくことができたと思っております。

今後も引き続き、介護予防事業を通じまして高齢者の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

14番 水上君

○14 番

各種事業の事前事後にアンケート調査を行っている。そして健康増進や介護予防に関する知識を多くの方に深めていくことができた、そういう検証、成果の報告がありました。

老いは誰もが行く道です。高齢者福祉や障害者サポートは、全ての人が共生できる支援が必要です。一人一人が大切にされるまちづくりを進めていただきたいと思います。

これで、私の対話支援スピーカーや音声変換筆談機、誘導ボードなどの窓口設置について、この質問は終わります。

○議 長

それでは次に、3項目の避難場所掲示板の管理と空港周辺の道路標識の表記についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君

○14 番

避難場所掲示板の管理と空港周辺の道路標識の表記について、お尋ねします。

学校周辺や出入口に避難場所看板の老朽化の管理について、伺います。

2008年に、学校が避難場所になっているので、児童・生徒はもとより、住民や観光のお客様にも分かりやすい掲示板の設置を提言しました。製作には和歌山大学の先生やオーストラリアからの20名の学生に、サインマークや英字表記についてアンケートを取らせていただいて、多言語表記で総務課の協力で作ったものです。

もう13年も経て、ここ数年看板の劣化を指摘してきましたが、補修してもらえていませぬので、気になっております。掲示板本体はしっかりしていると思いますが、補修していただき、まだまだ活用していただきたい。データはあります。補修できるか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

ただいまご質問いただきました避難看板につきましては、白浜中学校をはじめ8校に設置しており、現状につきましても確認をいたしました。

設置をしている看板の中には、当分現状のまま使用できる箇所もございますが、議員がおっしゃられるように、経年劣化により色落ちしているものもございますので、適宜、対応させていただきたいと思っております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

また、この設置していただいた後に、学校校内にも表札型の避難場所プレートを数か所取り付けていただきました。これも児童・生徒の目に触れて、ここが避難場所だというような啓発ができたんじゃないかと思います。

それでは次に、避難場所としてのこのプレートをつけていただいておりますから、児童・生徒への周知徹底と、避難訓練の状況などもこの機会にお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

避難訓練の実施状況についてのご質問をいただきましたのでご答弁申し上げます。

各校とも、立地を考えた訓練を実施しており、地震の際には、津波を想定して、どこに逃げるか、各校ごとに避難場所や避難経路を再確認しています。また、避難訓練の実施については、授業中に限らず、休憩時間に行うなど、児童・生徒が臨機応変に考え、行動できるような場面を設定しています。訓練を通して、避難経路は適切であったか、児童は安全に迅速に避難できたか、教師の誘導は適切であったかなど、訓練の後には職員会議で話し合っています。

文部科学省安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送ることを培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、安全に関する資質、能力を育成することとなっています。

今後も訓練や防災に関する各教科の学習を通して、全ての児童・生徒が安全に関する資質、能力を身につけることができるように、学校ともども努力を続けたいと考えています。

○議 長

14番 水上君

○14 番

ただいま教育長から、安全教育、安全確保についての取組を報告していただきました。子どもたちが常にこういう姿勢で学校が取り組んでいただいているということで、安全が身につくという、そういう体制ができているんだなど、今、報告を聞いて思いました。ありがとうございます。

次に、空港周辺の道路標識の表記について、お尋ねしたいと思います。

まず気がついたのは、英語表記とローマ字表記があります。このことも数年指摘しておりますが、当局との意見の相違があるそうです。この標識の管理はどこになるのか、県なのか国交省なのか、なぜなのか、なぜ統一しないのか、説明を求めます。場所はここからスカイロードを通って空港線を行くところなのですが、気になりましたので、写真も撮っております。答弁をいただけますか。

それで、管理者に通知し、改善できるのかというのもお伺いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、水上議員より、空港周辺の道路標識の表記についてということで、ご質問いた

できました。

議員ご指摘のとおり、空港周辺の道路標識等に、英語表記とローマ字表記が混在していることを確認してまいりました。

まず、標識の管理者についてでございますが、道路標識及び交差点表示等が設置されている場所が国道であれば国土交通省、都道府県道であれば都道府県、そして市町村道であれば市町村が管理者となります。

議員のご指摘の場所は、町道の交差点にはなるんですけども、交差点標示ということで、その交差点標示は警察と県で協議しながら、設置者は和歌山県ということをお願いいたします。

そして、また、観光とか施設案内標識など占有許可を受け設置している標識などにつきましては、その所管が管理者というふうになります。

次に、なぜ統一しないのかということでございますが、現在白浜町では、平成28年3月に策定されております和歌山県外国語表記ガイドラインに基づきまして表記を行っております。それ以前に設置された道路標識が存在することによりまして、表記の統一が図られていない状況となっております。それらの標識については、今後取替え等の機会を捉えて、整備を行うようにしてまいります。

白浜町は観光の町であり、多くの国や地域から訪れていただいております。その際に、より分かりやすい表記を行うことは大変重要だというふうに認識してございますので、各所管とも連携を図りながら今後取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 水上君

○14 番

確認、現認していただいたということで、対応していただけたらと思います。

関連して、通告の説明のときに、先にお話しさせていただいておりますが、南紀白浜には、白良浜から役場近くを通って南紀白浜空港に行く白浜スカイロードがあります。ネットでも紹介されている道路ですが、このスカイロードの看板も劣化して退色しています。観光のお客様には、私は空港や白良浜への道案内のときに、この看板が目印ですと紹介しています。補修ができないかを求め、尋ねたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま議員より、この空港湯崎線に設置されている、飛行機マークが入ってスカイロードという看板であるというふうに記憶してございます。

それは、ちょっと私の記憶によりますと、平成19年度か20年度に設置された記憶がございます。現場のほうを通りがかりに見ても、やはり劣化してきてございますので、補修に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議 長

14番 水上君

○14 番

管理をよろしくお願いたします。

それでは、これで避難場所、掲示板の管理と空港周辺の道路標識の表記について、終わります。

私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

○議 長

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日6月18日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会し、次回は6月18日金曜日午前10時に開会いたします。

議長 西尾 智朗は、14時55分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和3年6月17日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員